

川越地区消防組合
公共施設等総合管理計画



KAWAGOE
District
Fire Rescue & Ambulance

平成 29 年 6 月
川越地区消防組合

ごあいさつ

川越地区消防組合は、1973(昭和 48)年に川越市と川島町における消防事務の共同処理を行うため、消防の一部事務組合として設立されました。

設立当初からの消防庁舎等には、建築後 40 年を経過している施設も存在しており、防災拠点施設として建替えや大規模な改修が必要な時期を迎えます。



また、本組合を構成する川越市と川島町では、公共施設の維持管理や更新等に膨大な財源支出が見込まれるなか、自治体財政の状況は、人口減少社会の到来により今後も厳しさを増すことが想定され、これまで同様に両自治体からの負担金の拠出を得ることは厳しくなることが予測されます。

このような状況から、今後の施設等の維持管理に関する基本方針として「川越地区消防組合公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的かつ適切な維持管理を推進することで、維持管理コストの低減を図り住民の安全・安心に向けた消防業務の維持に努めてまいりますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

平成 29 年 6 月

川越地区消防組合 管理者

川合善明

目 次

第1章 川越地区消防組合公共施設等総合管理計画の概要

1 目的.....	2
2 計画の体系.....	3
3 計画期間.....	3
4 対象施設.....	4

第2章 消防施設等を取り巻く現状

1 川越地区消防組合の現状.....	6
(1) 消防局・消防署・分署の配置状況.....	6
(2) 消防力の現状.....	7
(3) 職員の状況.....	8
(4) 川越地区消防組合の歳入歳出決算額の推移.....	9
(5) 川越市の歳入歳出決算額の分析.....	11
(6) 川島町の歳入歳出決算額の分析.....	13
2 消防組合施設等の現状.....	15
(1) 消防局・消防署・分署.....	15
(2) 消防団車庫.....	16
(3) 防火水槽.....	17
(4) 建築経過年.....	20
(5) 耐震状況.....	22
3 将来人口の見通し.....	23
(1) 川越市の推計人口.....	23
(2) 川島町の推計人口.....	24
4 関連計画.....	25
(1) 川越市における関連計画.....	25
(2) 川島町における関連計画.....	30

第3章 川越地区消防組合の将来更新コストの見通し

1 将来更新コストの試算.....	34
2 将来更新コストに対する課題.....	36
(1) 試算結果と実績値の比較.....	36
(2) 将来更新コストに見込まれる課題.....	36

第4章 消防施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 消防施設等の維持管理に関する課題.....	40
2 消防施設等の管理に関する基本的な考え方.....	41

(1) 点検・診断等の実施方針	41
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	41
(3) 安全確保の実施方針.....	42
(4) 耐震化の実施方針	42
(5) 長寿命化の実施方針.....	42
(6) 施設配置の方針.....	42
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	42
(8) 財源の確保	43

第5章 施設別の維持管理方針

1 消防局・消防署・分署.....	46
2 消防団車庫.....	50
3 防火水槽	52

第1章 川越地区消防組合 公共施設等総合管理計画の概要

1 目的

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加に対応して多くの公共施設やインフラ施設が整備されてきましたが、これらの施設の中には建築後 30 年以上経過する施設が数多く存在し、建替えや大規模な改修が必要となる時期を迎えています。

これらの施設の建替えや大規模改修には多額の経費が見込まれ、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大など厳しい財政状況にある中では、今ある全ての施設を同じ規模で維持し続けることは困難な状況が予測されています。

そこで、この課題に対応するにあたり、川越地区消防組合（以下、「本組合」という。）を構成する川越市と川島町では、所有・管理する公共施設等（建物・インフラ施設）の今後の維持管理に関する基本的な方針となる「川越市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 6 月策定）」、「川島町公共施設等総合管理計画（平成 28 年 8 月策定）」を策定しており、本組合においても、消防局・消防署・分署、消防団車庫、防火水槽等の施設について、今後の維持管理に関する基本的な方針の策定が急務となっています。

そこで、平成 26（2014）年 4 月に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、「川越地区消防組合公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、川越市及び川島町で策定済みの関連計画との整合を図り、財政負担の平準化により持続可能な計画を策定しようとするものです。（図 1-1-1）

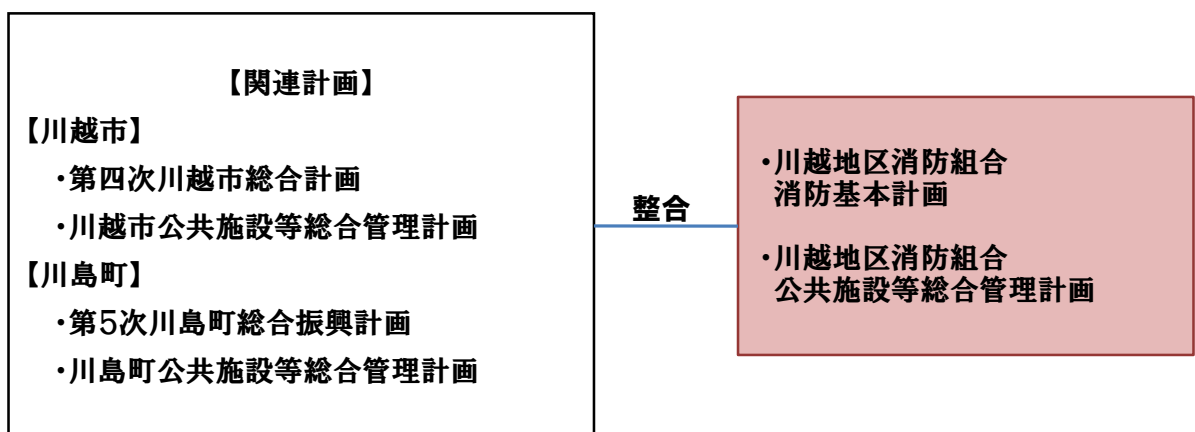


図 1-1-1 関連計画

2 計画の体系

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議決定）に基づく行動計画にあたります。

本計画に基づき、本組合の維持、管理する消防施設等の総合的・基本的な管理や活用に関する基本方針を定めるものとします。（図 1-2-1）

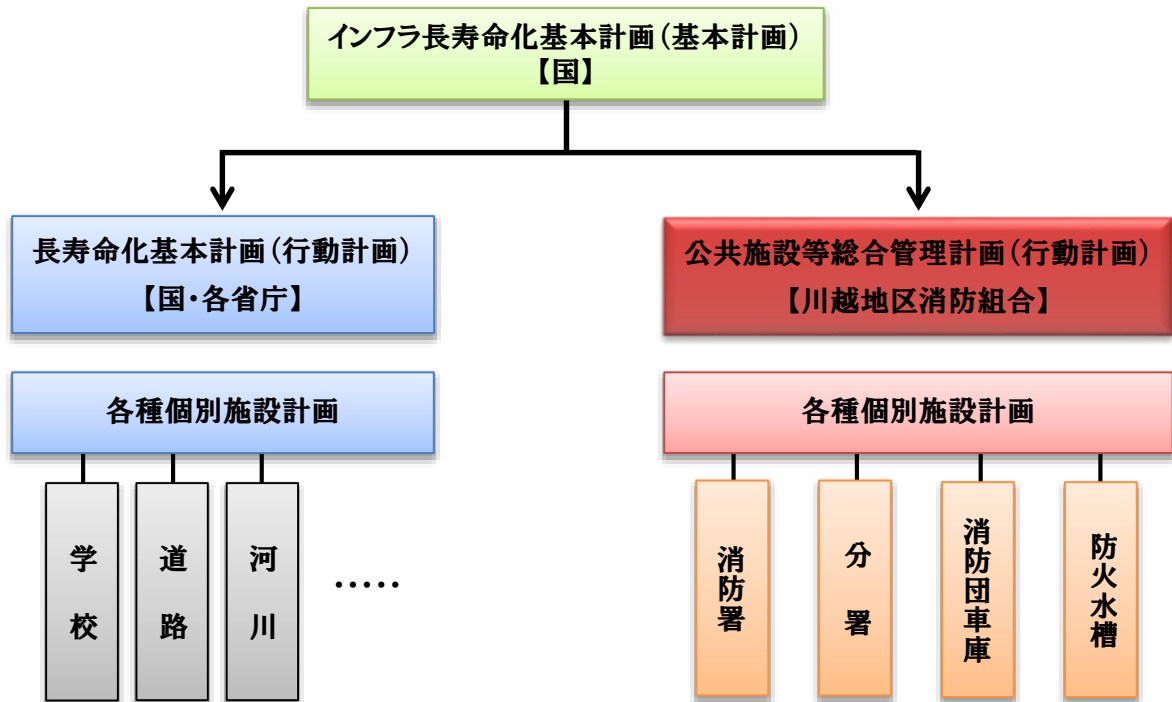


図 1-2-1 本計画の位置づけ

3 計画期間

公共施設については、数十年にわたる長いライフサイクルで利用されるため、それらのマネジメントを適切に実施していくためには、長期的な視点に立った計画の策定が必要となります。

このことから、本計画期間については、本組合を構成する川越市・川島町の同計画期間及び、本組合施設の経過年数と今後の改修時期を考慮し計画期間を 2017（平成 29）年度から 2056（平成 68）年度の 40 年間とします。

なお、必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図ることとします。

4 対象施設

本計画において対象とする施設は、本組合が維持管理する以下の施設とします。(図 1-4-1)

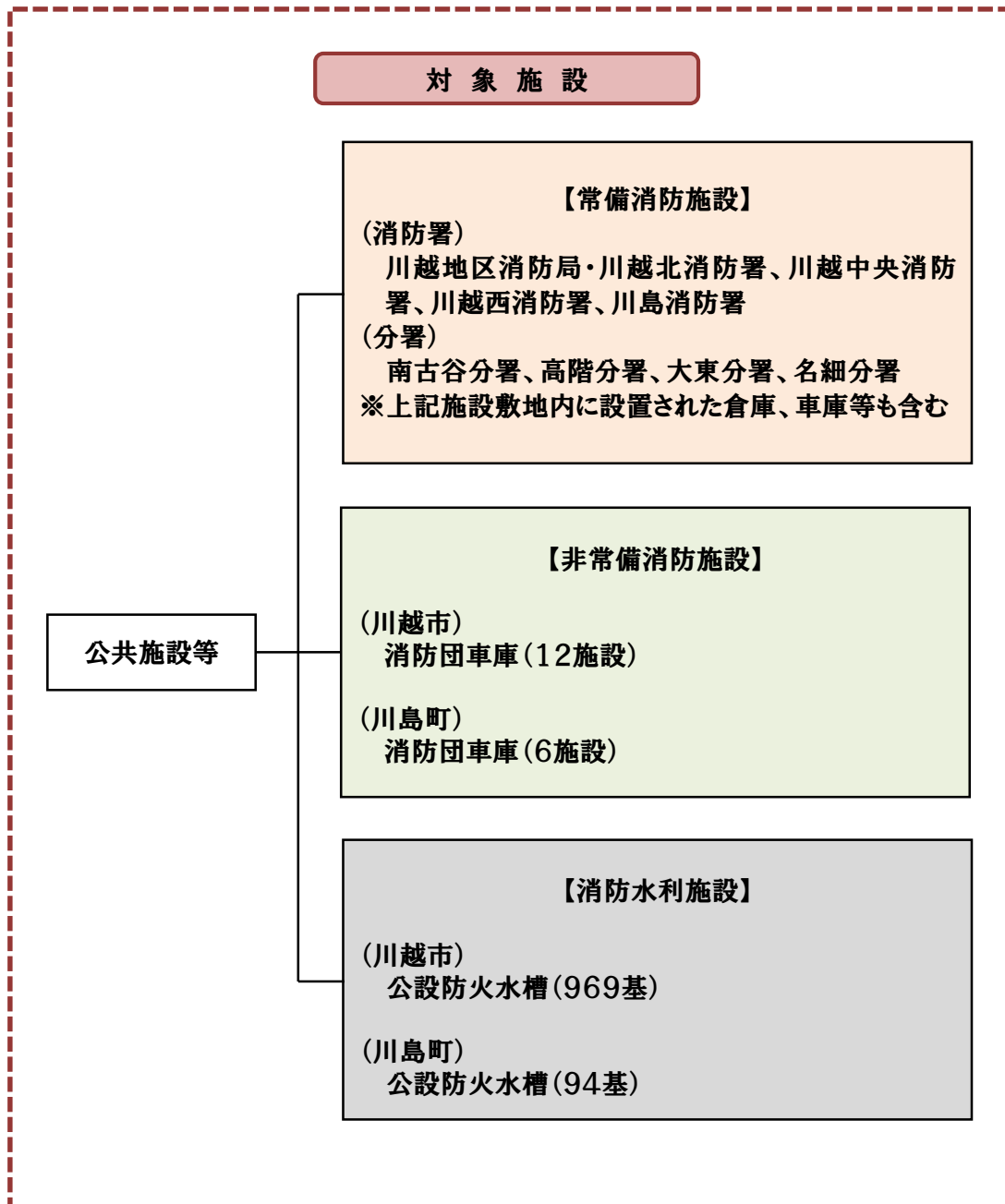


図 1-4-1 計画の対象施設

第2章 消防施設等を取り巻く現状

1 川越地区消防組合の現状

(1) 消防局・消防署・分署の配置状況

本組合の管理する常備消防施設は、川越市に1局、7署、川島町に1署の計8署を配置し、その内訳は、川越市に川越地区消防局・川越北消防署、川越中央消防署、川越西消防署の1局・3消防署と南古谷分署、高階分署、大東分署、名細分署の4分署を配置し、川島町に川島消防署の1消防署を配置しています。

(図 2-1-1)



図 2-1-1 消防署・分署の配置状況

(2) 消防力の現状

本組合の消防力は、庁舎（消防署数）においては基準消防力 10 署に対して現有消防力 8 署で、充足率は 80%です。

次に、消防車両等の充足率については、はしご車、化学車、救助工作車等の特殊車両及び、非常用の消防自動車、救急車が充足率 100%を満たしています。

一方、消防ポンプ車（同 89%）、救急車（同 73%）、指揮車（同 50%）については、充足率を満たしていません。

次に、人員については、基準人員 563 人に対して現有人員は 443 人で、充足率は 79%です。（表 2-1-1）

表 2-1-1 消防力の現状

区分	基準消防力(署)	現有消防力(署)	充足率(%)
署所の数	10	8	80

区分	基準台数	現有台数	充足率(%)	基準人員	現有人員	充足率(%)
消防ポンプ自動車	18	16	89	411	309	75
はしご車	3	4	133			
化学車	3	3	100			
救急車	11	8	73			
救助工作車	3	3	100			
指揮車	2	1	50			
特殊車両等	20	20	100			
非常用消防自動車	2	2	100			
非常用救急車	2	2	100			
通信員						
予防要員				60(6)	39(6)	65
庶務処理等の人員				80	77	96
合計				563	443	79

※ 表中の数値は、消防力の整備指針が定める算出基準によるものです。

※ 消防ポンプ自動車の台数は、乗換運用による化学車の台数を含むものです。

※ () は、交代制勤務の職員による兼務要員の数を内書したもので、合計では重複計上しておりません。

(資料) 川越地区消防組合 消防年報（平成 28 年度版） 基準日：平成 28 年 4 月 1 日

【消防力の整備指針とは】

「消防力の整備指針」とは、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設（消防施設・消防車両）及び人員（消防職員・消防団員）について定めたものです。

各市町村は、この指針で示した数値をもとに、市街地の人口や都市構造、中高層建築物の状況や危険物施設の数等、地域の実情を加味して自ら決定し、計画的な整備を進めていくこととなります。

(3) 職員の状況

本組合の平成28年度の職員数（実数）は、定数428人に対し427人で、平成元年度以降の職員数（実数）は、ほぼ定員数を満たし推移しています。

また、職員数（実数）は、平成元年度に237人でしたが、消防組織体制の拡充に合せ職員数が増加し、平成28年度には427人で、平成元年と比較すると190人増加、増加率80.2%となっています。（図2-1-2）

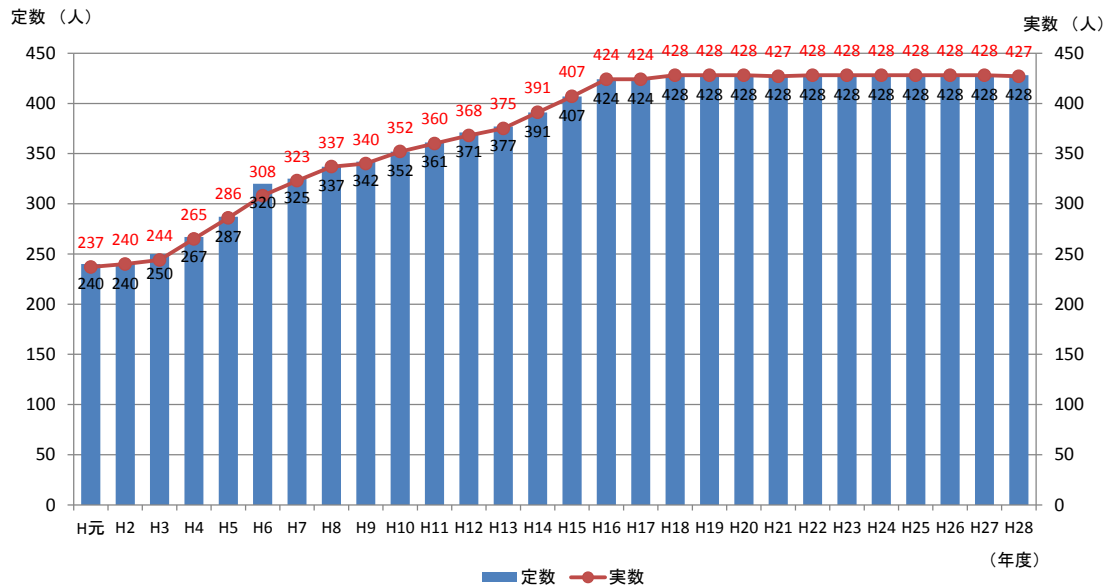


図 2-1-2 職員数（定数・実数）の推移

（資料）川越地区消防組合 消防年報（平成28年度版） 基準日：平成28年4月1日

(4) 川越地区消防組合の歳入歳出決算額の推移

ア 歳入

本組合の平成 27 年度の歳入決算額は 4,904 百万円であり、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の平均は 4,815 百万円(年)となっています。

(図 2-1-3)

平成 27 年度の歳入決算額の内訳では、「分担金及び負担金」が全体の 9 割強 (95.0% : 4,658 百万円) を占めています。(図 2-1-4)

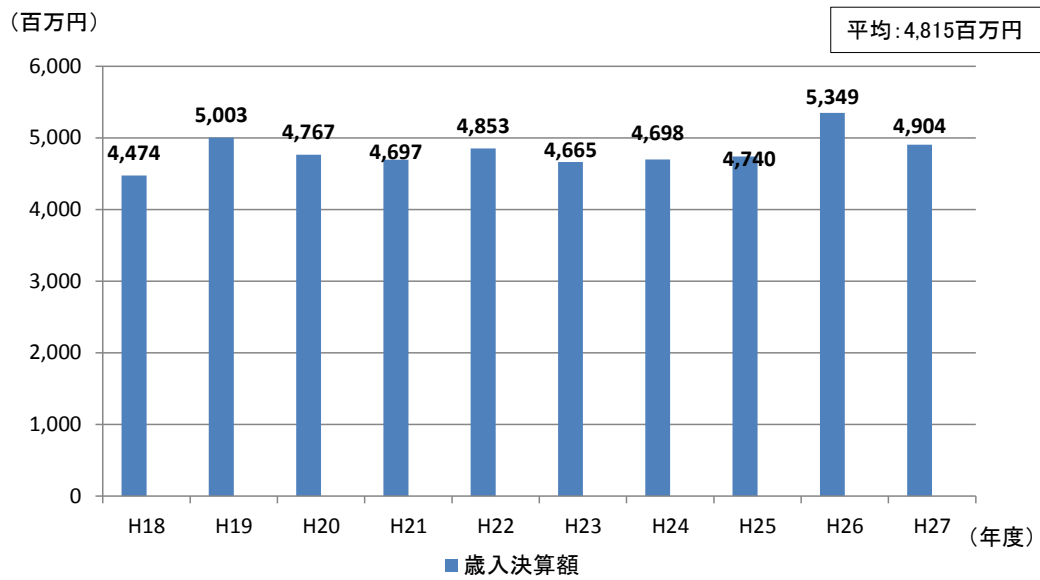


図 2-1-3 歳入決算額の推移

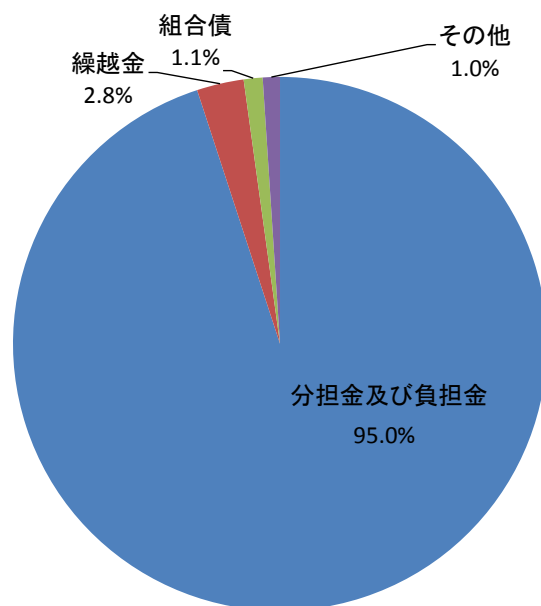


図 2-1-4 歳入の構成割合 (平成 27 年度)

(資料) 川越地区消防組合決算資料 (各年度)

イ 歳出

本組合の平成 27 年度の歳出決算額は 4,798 百万円であり、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の平均は、4,731 百万円（年）となっています。

（図 2-1-5）

平成 27 年度の歳出決算額の内訳では、「常備消防費」が全体の 8 割強（86.0%：4,126 百万円）を占めており、次いで、「公債費」（7.2%：346 百万円）、「常備施設費」（2.2%：103 百万円）、「川越水利施設費」（2.1%：100 百万円）、「川越非常備消防費」（1.5%：74 百万円）となっています。（図 2-1-6）

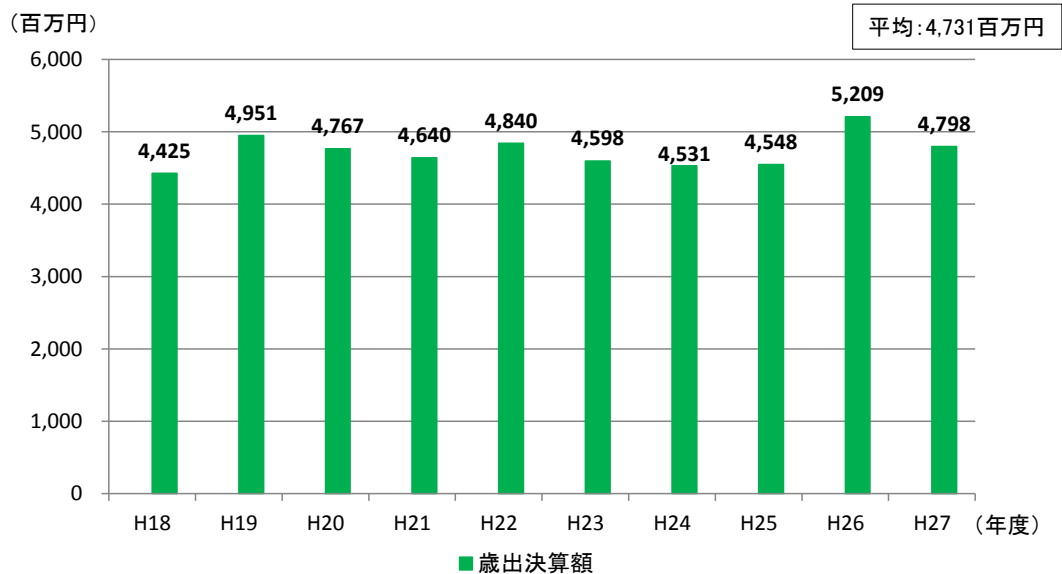


図 2-1-5 歳出決算額の推移

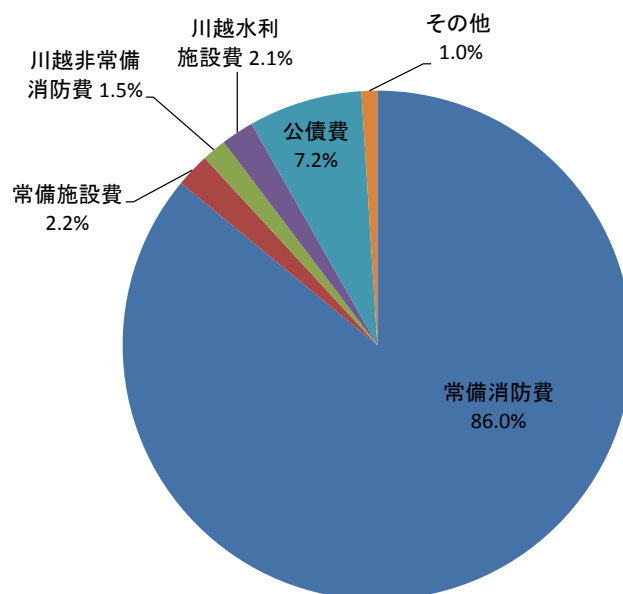


図 2-1-6 歳出の構成割合（平成 27 年度）

（資料）川越地区消防組合決算資料（各年度）

(5) 川越市の歳入歳出決算額の分析

ア 歳入

川越市の平成27年度の歳入決算額は109,716百万円であり、平成18年度から平成27年度までの10年間の平均は102,412百万円(年)となっています。

平成27年度の歳入決算額の内訳では、「地方税」が55,572百万円で全体の50.7%を占めています。(図2-1-7、表2-1-2)

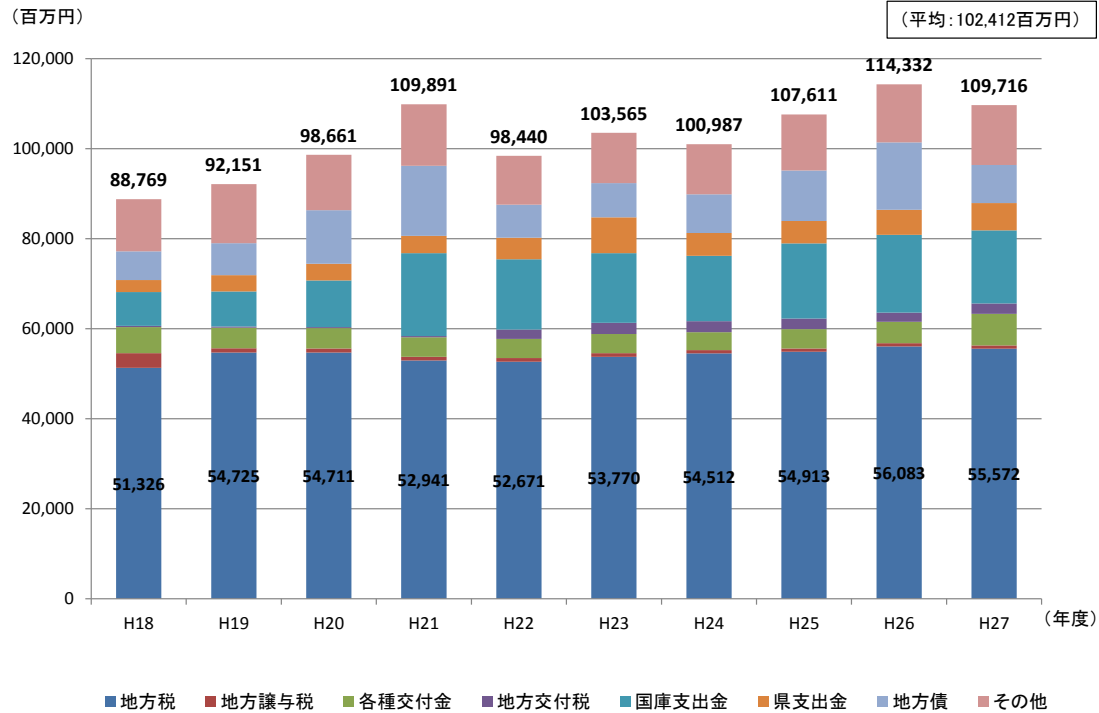


図2-1-7 歳入決算額の推移

表2-1-2 歳入決算額の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	51,326	54,725	54,711	52,941	52,671	53,770	54,512	54,913	56,083	55,572
地方譲与税	3,246	921	887	836	808	803	751	724	693	729
各種交付金	5,782	4,594	4,530	4,328	4,273	4,263	3,974	4,281	4,768	7,027
地方交付税	294	246	234	275	2,072	2,477	2,430	2,364	2,063	2,292
国庫支出金	7,492	7,819	10,368	18,420	15,637	15,507	14,525	16,678	17,275	16,265
県支出金	2,667	3,598	3,723	3,844	4,787	7,950	5,078	5,003	5,559	6,036
地方債	6,382	7,124	11,895	15,589	7,322	7,600	8,596	11,225	14,961	8,493
その他	11,580	13,124	12,313	13,658	10,872	11,195	11,122	12,425	12,930	13,303
歳入(決算額)合計	88,769	92,151	98,661	109,891	98,440	103,565	100,987	107,611	114,332	109,716

(資料) 地方財政状況調査(各年度)

イ 歳出

平成 27 年度の歳出決算額は 104,051 百万円であり、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の平均は 98,052 百万円（年）となっています。

平成 27 年度の歳出決算額の内訳では、「義務的経費」が 53,770 百万円（歳出額に占める割合：51.7%）で 10 年間の平均は 48,961 百万円となっています。

また、義務的経費内訳として「扶助費」の占める割合が最も高く、26,889 百万円（義務的経費の 50.0%）となっています。

一方、普通建設事業費は 10,046 百万円（同 9.7%）で 10 年間の平均は 12,444 百万円（年）となっています。（図 2-1-8、表 2-1-3）

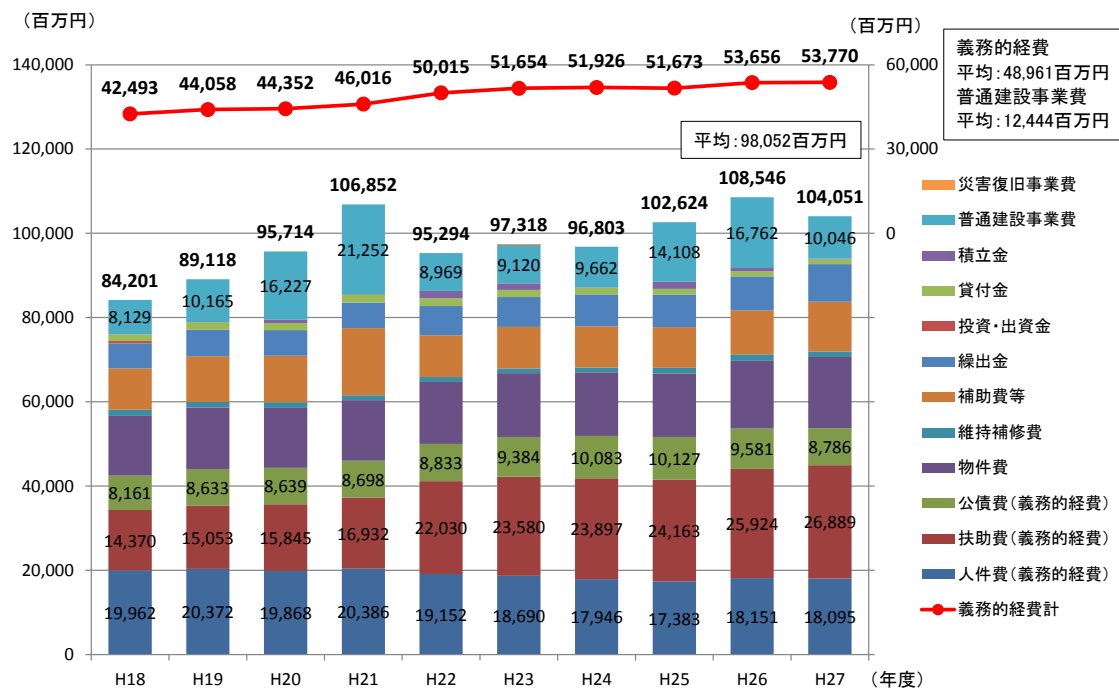


図 2-1-8 歳出決算額の推移

表 2-1-3 歳出決算額の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費（義務的経費）	19,962	20,372	19,868	20,386	19,152	18,690	17,946	17,383	18,151	18,095
扶助費（義務的経費）	14,370	15,053	15,845	16,932	22,030	23,580	23,897	24,163	25,924	26,889
公債費（義務的経費）	8,161	8,633	8,639	8,698	8,833	9,384	10,083	10,127	9,581	8,786
物件費	14,173	14,601	14,233	14,405	14,713	15,160	15,071	15,050	16,053	16,901
維持補修費	1,465	1,319	1,350	1,161	1,144	1,103	1,138	1,364	1,580	1,303
補助費等	9,814	10,846	10,999	15,903	9,939	9,868	9,777	9,633	10,363	11,767
繰出金	5,932	6,244	6,091	6,058	6,942	7,080	7,615	7,751	8,103	8,969
投資・出資金	566	55	13	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	1,618	1,792	1,691	1,891	1,834	1,719	1,523	1,366	1,231	1,101
積立金	13	38	758	166	1,738	1,530	92	1,677	799	193
普通建設事業費	8,129	10,165	16,227	21,252	8,969	9,120	9,662	14,108	16,762	10,046
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	83	0	0	0	0
義務的経費計	42,493	44,058	44,352	46,016	50,015	51,654	51,926	51,673	53,656	53,770
歳出（決算額）合計	84,201	89,118	95,714	106,852	95,294	97,318	96,803	102,624	108,546	104,051

（資料） 地方財政状況調査（各年度）

(6) 川島町の歳入歳出決算額の分析

ア 歳入

川島町の平成27年度の歳入決算額は8,789百万円で、平成18年度から平成27年度までの10年間の平均は7,121百万円(年)となっています。

平成27年度の歳入決算額の内訳では、「地方税」が3,177百万円で全体の36.1%を占めています。(図2-1-9、表2-1-4)

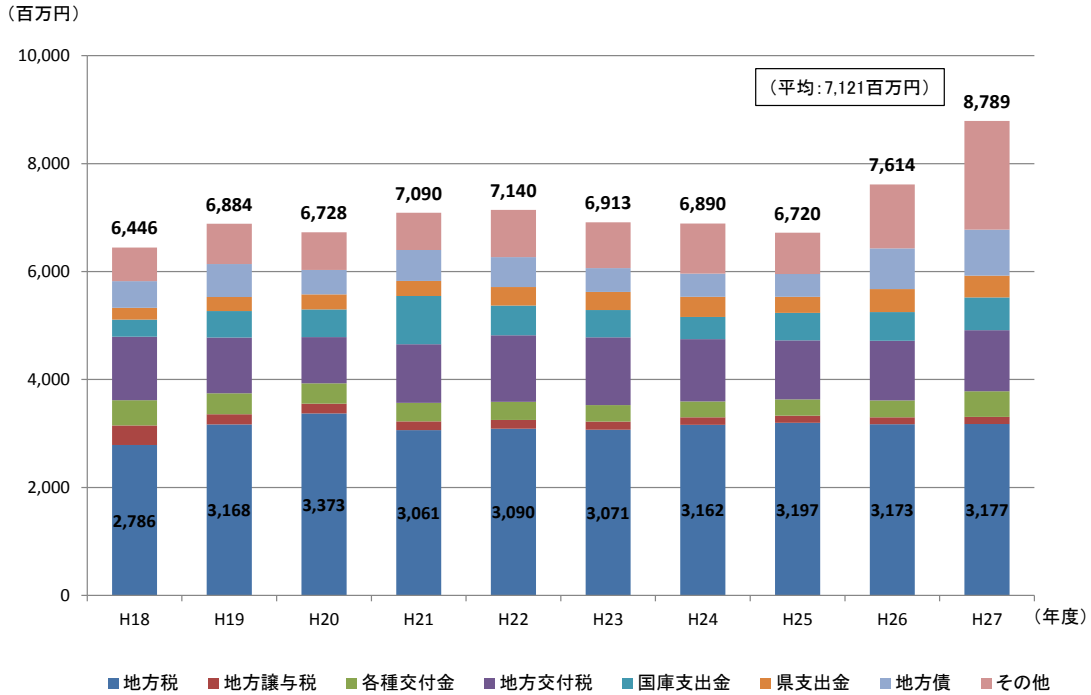


図2-1-9 歳入決算額の推移

表2-1-4 歳入決算額の推移

(百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	2,786	3,168	3,373	3,061	3,090	3,071	3,162	3,197	3,173	3,177
地方譲与税	364	187	178	162	161	148	138	132	126	131
各種交付金	467	391	378	346	335	307	295	303	314	476
地方交付税	1,177	1,031	855	1,085	1,233	1,257	1,155	1,093	1,105	1,129
国庫支出金	316	490	515	894	551	503	408	510	531	609
県支出金	218	261	280	278	343	338	376	296	427	404
地方債	496	612	452	573	554	442	428	425	755	851
その他	622	745	698	690	874	845	929	765	1,183	2,012
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入(決算額)合計	6,446	6,884	6,728	7,090	7,140	6,913	6,890	6,720	7,614	8,789

(資料) 地方財政状況調査(各年度)

イ 歳出

平成27年度の歳出決算額は8,384百万円で、平成18年度から平成27年度までの10年間の平均は6,759百万円(年)となっています。

平成27年度の歳出決算額の内訳では、「義務的経費」が2,650百万円(歳出額に占める割合:31.6%)で10年間の平均は2,756百万円となっています。

義務的経費の内訳として「人件費」の占める割合が最も高く、1,319百万円(義務的経費の49.8%)となっています。

一方、普通建設事業費は2,604百万円(同31.1%)で、10年間の平均は1,005百万円(年)となっています。(図2-1-10、表2-1-5)

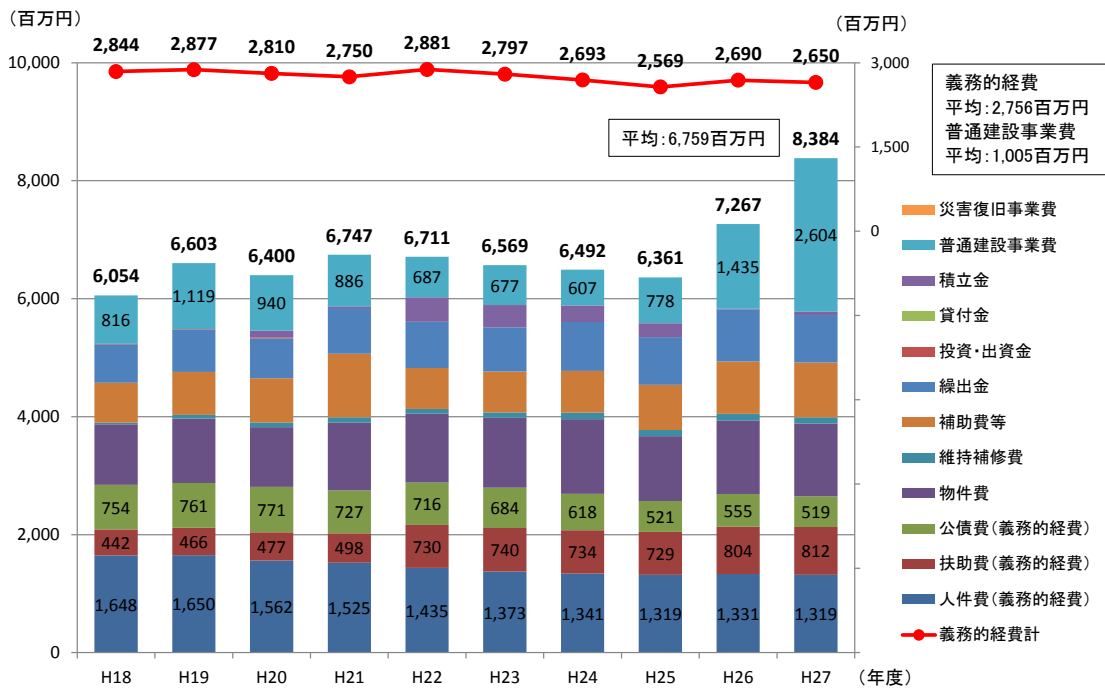


図 2-1-10 歳出決算額の推移

表 2-1-5 歳出決算額の推移

(百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費(義務的経費)	1,648	1,650	1,562	1,525	1,435	1,373	1,341	1,319	1,331	1,319
扶助費(義務的経費)	442	466	477	498	730	740	734	729	804	812
公債費(義務的経費)	754	761	771	727	716	684	618	521	555	519
物件費	1,028	1,091	1,014	1,149	1,170	1,185	1,264	1,101	1,248	1,231
維持補修費	26	63	78	91	80	91	111	105	110	109
補助費等	676	729	750	1,077	694	691	709	765	887	929
繰出金	652	709	674	759	783	752	828	808	885	802
投資・出資金	10	10	20	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	2	6	114	35	416	376	280	235	11	58
普通建設事業費	816	1,119	940	886	687	677	607	778	1,435	2,604
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
義務的経費計	2,844	2,877	2,810	2,750	2,881	2,797	2,693	2,569	2,690	2,650
歳出(決算額)合計	6,054	6,603	6,400	6,747	6,711	6,569	6,492	6,361	7,267	8,384

(資料) 地方財政状況調査(各年度)

2 消防組合施設等の現状

(1) 消防局・消防署・分署

本組合管内の常備消防施設の総敷地面積は 21,888.82 m²、建築面積は 5,485.83 m²、延床面積は 10,104.38 m²となっています。

また、施設等（訓練塔を含む）の取得価格の総額は 2,523,471 千円となっています。（表 2-2-1）

表 2-2-1 消防局・消防署・分署の状況

施設名称	所在地	敷地面積 (㎡)	施設種類	建築年	構造	階数 高さ	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	取得価格 (千円)
川越地区消防局 川越北消防署	川越市神明町 48-4	4,103.26	庁舎(1)	1974	RC造	3階	791.80	1,516.69	231,380
			庁舎(2)	1992	RC造	3階	238.06	720.97	141,316
			危険物庫	1977	CB造	1階	5.46	5.46	398
			倉庫	2001	LS造	1階	9.30	9.30	577
			訓練塔 A	1984	S造	16m	0.00	0.00	8,700
			訓練塔 B	1983	S造	7m	0.00	0.00	2,600
南古谷分署	川越市大字久下戸 3528-1	1,461.00	庁舎	1986	RC造	2階	367.02	451.08	86,950
			訓練塔 B	2008	S造	7m	0.00	0.00	9,773
川越中央消防署	川越市新宿町 2-14-7	3,097.26	庁舎	1998	RC造	3階	918.15	1,772.93	521,850
高階分署	川越市大字砂新田 16-3	1,755.72	庁舎	1972	RC造	3階	409.01	1,038.13	40,548
			倉庫	1972	CB造	1階	50.96	50.96	0
			危険物庫	1972	CB造	1階	9.14	9.14	0
大東分署	川越市南大塚 1-1-9	1,202.33	庁舎	1979	RC造	1階	378.50	392.96	52,480
川越西消防署	川越市伊勢原町 5-3	1,598.72	庁舎	1994	RC造	3階	528.00	1,490.08	500,065
名細分署	川越市大字鯨井 589-1	3,535.00	庁舎	2004	RC造	2階	1,053.16	1,498.66	478,839
川島消防署	川島町大字平沼 888	5,135.53	庁舎	1993	RC造	2階	715.27	1,136.02	397,271
			充填施設	1996	RC造	1階	12.00	12.00	3,296
			訓練塔 A	1995	S造	16m	0.00	0.00	42,230
敷地面積、建築面積及び延床面積		21,888.82					5,485.83	10,104.38	2,523,471

(資料) 川越地区消防組合 施設管理台帳 基準日：平成 28 年 4 月 1 日

(2) 消防団車庫

消防団の活動拠点となる消防団車庫は、本組合管内に 18 施設あり、その内訳は、川越市に 12 分団車庫、川島町に 6 分団車庫を配置しています。

次に、消防団車庫の建築面積は 1,208.91 m²、延床面積は 1,685.77 m²となっており、その内訳として、川越市が建築面積 819.78 m²、延床面積 1,220.02 m²、川島町が建築面積 389.13 m²、延床面積 465.75 m²となっています。

施設の取得価格の総額は 365,347 千円（1 m²あたりの取得価格 217 千円/m²）で、川越市が 276,146 千円（同 226 千円/m²）、川島町が 89,201 千円（同 192 千円/m²）となっています。（表 2-2-2）

表 2-2-2 消防団車庫の状況

管轄	施設名称	所在地	敷地面積 (㎡)	施設種類	建築年	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	取得価格 (千円)
川越市	第一分団車庫	川越市小仙波町 1 丁目	174.56	車庫	1995	RC 造	2 階	45.90	91.80	30,900
	第二分団車庫	川越市三光町 2-8	170.00	車庫	1999	RC 造	2 階	55.44	109.78	33,600
	第三分団車庫	川越市野田町 1 丁目 3-8	319.17	車庫	1991	S 造	2 階	52.26	104.52	18,643
	芳野分団車庫	川越市大字鶴田 9-1	750.00	車庫	2005	S 造	1 階	104.0	104.00	24,659
	古谷分団車庫	川越市大字古谷上 3831-1	187.70	車庫	1995	RC 造	2 階	48.90	99.40	21,630
	南古谷分団車庫	川越市大字今泉 307-2	252.79	車庫	2007	W 造	1 階	103.1	103.10	20,370
	高階分団車庫	川越市大字藤間 346-1	172.29	車庫	2004	S 造	2 階	56.00	112.00	23,625
	福原分団車庫	川越市大字今福 1785-5	232.38	車庫	2013	RC 造	2 階	52.78	99.22	26,586
	大東分団車庫	川越市南大塚 1 丁目 14-12	138.37	車庫	1989	S 造	2 階	45.40	84.20	11,500
	山田分団車庫	川越市大字山田 167	245.57	車庫	2003	S 造	2 階	56.00	112.00	22,617
	名細分団車庫	川越市大字小堤 644-3	482.00	車庫	2008	S 造	1 階	100.0	100.00	20,349
	霞ヶ関分団車庫	川越市大字笠幡 2365-1	721.83	車庫	2006	S 造	1 階	100.0	100.00	21,667
12 施設			3,846.66					819.78	1,220.02	276,146
川島町	第一分団車庫	川島町大字吹塚 737-1	332.57	車庫	1995	S 造	1 階	60.30	60.30	9,579
	第二分団車庫	川島町大字伊草 184	172.97	車庫	1992	S 造	1 階	52.03	52.03	6,015
	第三分団車庫	川島町大字白井沼 880	306.00	車庫	2007	S 造	1 階	89.43	89.43	19,383
	第四分団車庫	川島町大字上大屋敷 144-1	140.95	車庫	2001	S 造	2 階	43.20	85.66	16,905
	第五分団車庫	川島町大字畑中 344-1	146.89	車庫	2003	S 造	2 階	44.80	88.90	17,999
	第六分団車庫	川島町大字下小見野 277-1	299.86	車庫	2005	S 造	1 階	99.37	89.43	19,320
6 施設			1,399.24					389.13	465.75	89,201
敷地面積、建築面積及び延床面積			5,245.90					1,208.91	1,685.77	365,347

(資料) 川越地区消防組合 施設管理台帳 基準日：平成 28 年 4 月 1 日

(3) 防火水槽

本組合管内には、1,063基の防火水槽（公設）を設置しています。これらの防火水槽は、川越市内に969基（91.2%）、川島町内に94基（8.8%）を設置しています。（表2-2-3）

管轄署所別では、川越北消防署160基（15.1%）、川越中央消防署93基（8.7%）、川越西消防署184基（17.3%）、南古谷分署109基（10.3%）、高階分署162基（15.2%）、大東分署165基（15.5%）、名細分署96基（9.1%）、川島消防署94基（8.8%）となっています（図2-2-1、表2-2-3）

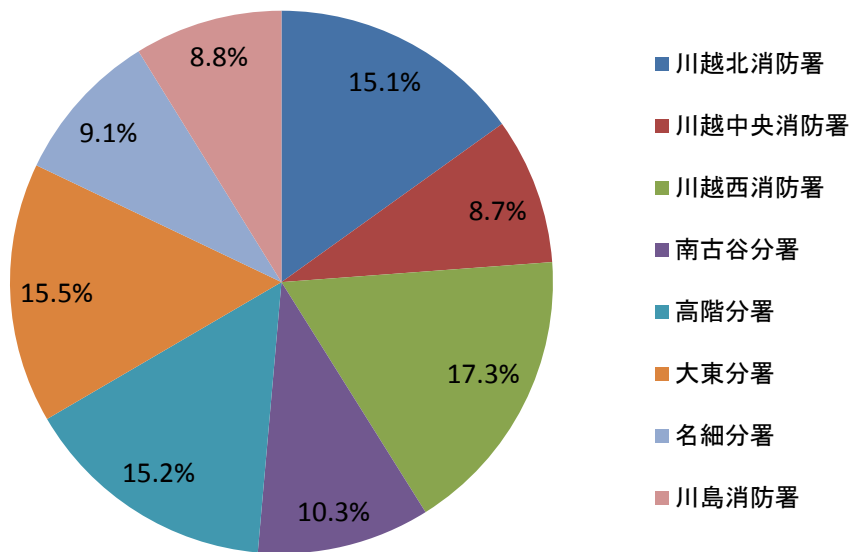


図2-2-1 管轄署所別設置数の割合

表2-2-3 管内別防火水槽の設置状況

管内	管轄署所	設置数 (基)	割合(%)	
			管内	管轄場所
川越市	川越北消防署	160		15.1%
	南古谷分署	109		10.3%
	川越中央消防署	93		8.7%
	高階分署	162		15.2%
	大東分署	165		15.5%
	川越西消防署	184		17.3%
	名細分署	96		9.1%
		969	91.2%	
川島町	川島消防署	94	8.8%	8.8%
総計		1,063	100.0%	

(資料) 川越地区消防組合 水利施設台帳 基準日：平成29年3月31日

公設の防火水槽の設置年別では、1970（昭和 45 から昭和 54）年代の設置が最も多く 245 基（23.0%）となっています。次いで、1980（昭和 55 から昭和 64／平成元）年代の 229 基（21.5%）となっています。一方、設置年不明は 204 基（同 19.2%）となっています。（図 2-2-2）

表 2-2-4 年代別設置数

年代	川越市									川島町		総計
	川越市	川越北消防署	南古谷分署	川越中央消防署	高階分署	大東分署	川越西消防署	名細分署	川島町	川島消防署		
1950年代前	4	0	0	2	0	1	1	0	0	0	4	
1950年代	24	15	0	9	0	0	0	0	0	0	24	
1960年代	56	9	3	8	4	8	16	8	0	0	56	
1970年代	233	37	30	20	50	25	42	29	12	12	245	
1980年代	192	42	34	12	20	18	44	22	37	37	229	
1990年代	137	23	10	10	27	19	33	15	21	21	158	
2000年代	119	21	18	7	13	12	27	21	24	24	143	
不明	204	13	14	25	48	82	21	1	0	0	204	
総計	969	160	109	93	162	165	184	96	94	94	1,063	

基準日：平成 29 年 3 月 31 日

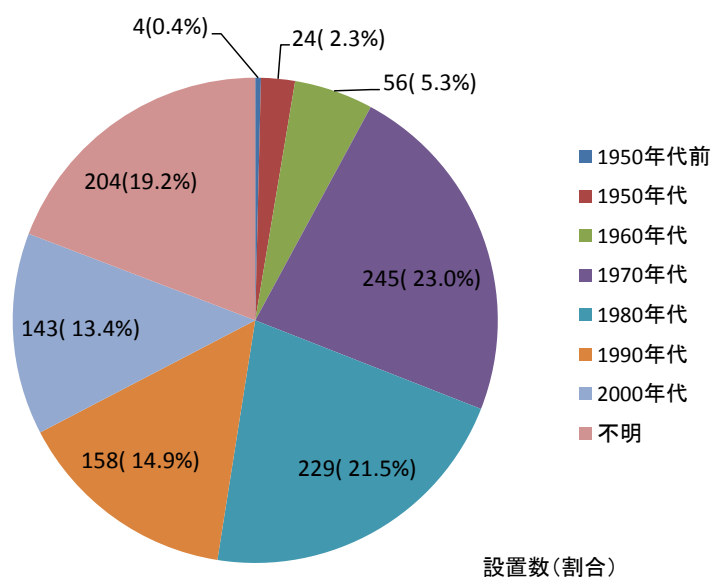


図 2-2-2 年代別設置数と割合

構成市・町別にみると、川越市では 969 基のうち 1970 年代に設置された防火水槽が 233 基（24.0%）で最も多く、次いで、設置年不明が 204 基（21.1%）となっています。

川島町では、94 基のうち 1980 年代に設置された防火水槽が 37 基（39.4%）で最も多く、次いで、2000 年代が 24 基（25.5%）となっています。（図 2-2-3）

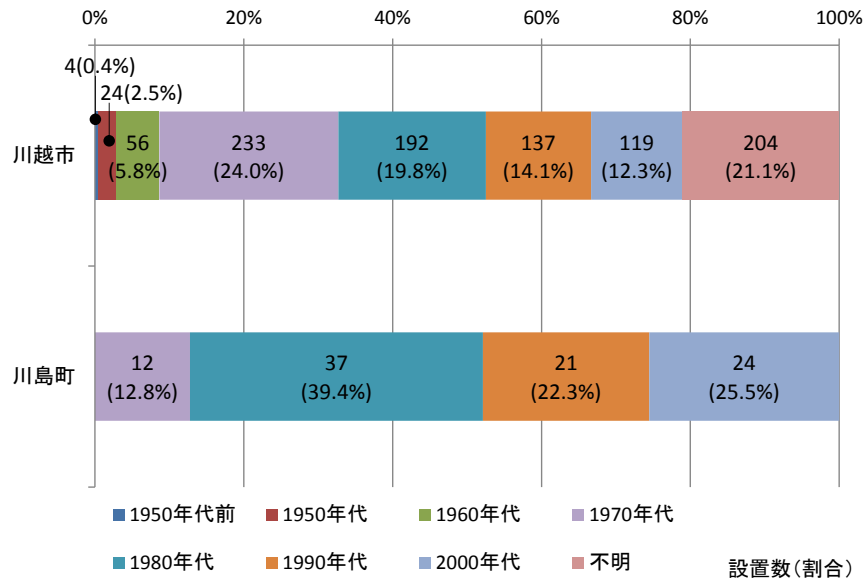


図 2-2-3 年代別設置数と割合（川越市・川島町）

また、管内別に設置年代別の設置数の割合をみると 1970（昭和 45 から昭和 54）年代では高階分署（30.9%）と名細分署（30.2%）が高く、1980（昭和 55 から昭和 64／平成元）年代では南古谷分署（31.2%）と川島消防署（39.4%）が高くなっています。また、大東分署については設置年の不明な防火水槽が 49.7%となっています。（図 2-2-4）

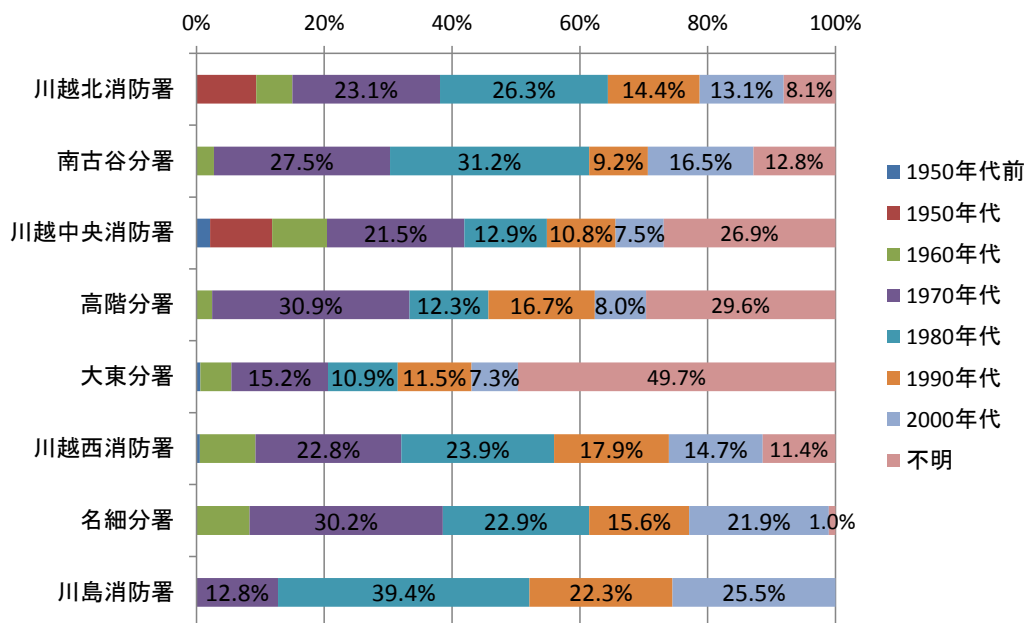


図 2-2-4 管轄署所別年代別設置数の割合

(4) 建築経過年

ア 組合全体の状況

本組合管内の消防施設について、建築後の経過年数別の延床面積の状況は、「建築後 20 年～25 年未満」の施設の占める割合が最も多く、全体の 31.1%（延床面積 3,662.16 m²）となっています。次いで、「建築後 40 年～45 年未満」の施設が 21.7%（同 2,554.82 m²）で、この二つの区分で全体の 5 割以上（52.8%）を占めています。

また、建築後 30 年以上を経過した施設の割合は、全体の 29.3%（同 3,464.42 m²）となっています。（図 2-2-2、表 2-2-4）

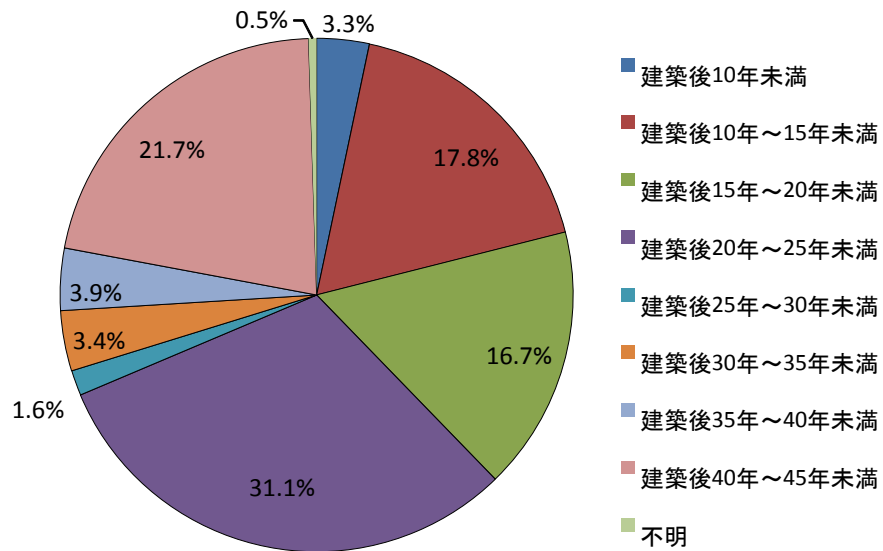


図 2-2-2 経過年数別延床面積の割合 (管内)

表 2-2-4 経過年数別延床面積の状況

(単位: m²)

経過年区分	川越市					川島町				総計
	庁舎	車庫	危険物庫	倉庫	合計	庁舎	車庫	充填施設	合計	
建築後 10 年未満	0.00	302.32	0.00	0.00	302.32	0.00	89.43	0.00	89.43	391.75
建築後 10 年～15 年未満	1,498.66	428.00	0.00	0.00	1,926.66	0.00	178.33	0.00	178.33	2,104.99
建築後 15 年～20 年未満	1,772.93	109.78	0.00	9.30	1,892.01	0.00	85.66	0.00	85.66	1,977.67
建築後 20 年～25 年未満	2,211.05	191.20	0.00	0.00	2,402.25	1,136.02	112.33	12.00	1,260.35	3,662.6
建築後 25 年～30 年未満	0.00	188.72	0.00	0.00	188.72	0.00	0.00	0.00	0.00	188.72
建築後 30 年～35 年未満	451.08	0.00	0.00	0.00	451.08	0.00	0.00	0.00	0.00	451.08
建築後 35 年～40 年未満	392.96	0.00	5.46	0.00	398.42	0.00	0.00	0.00	0.00	398.42
建築後 40 年～45 年未満	2,554.82	0.00	0.00	0.00	2,554.82	0.00	0.00	0.00	0.00	2,554.82
不明	0.00	0.00	9.14	50.96	60.10	0.00	0.00	0.00	0.00	60.10
総計	8,881.50	1,220.02	14.60	60.26	10,176.38	1,136.02	465.75	12.00	1,613.77	11,790.15

(資料) 川越地区消防組合 施設管理台帳 基準日: 平成 28 年 4 月 1 日

イ 川越市内の状況

川越市内では、「建築後 40 年～45 年未満」の施設の占める割合が最も多く、全体の 25.1%（延床面積 2,554.82 m²）を占めています。

次いで、「建築後 20 年～25 年未満」の施設が 23.6%（同 2,402.25 m²）となっています。また、建築後 30 年以上を経過した施設の割合は、全体の 33.4%（同 3,404.32 m²）となっています。（図 2-2-3、表 2-2-4）

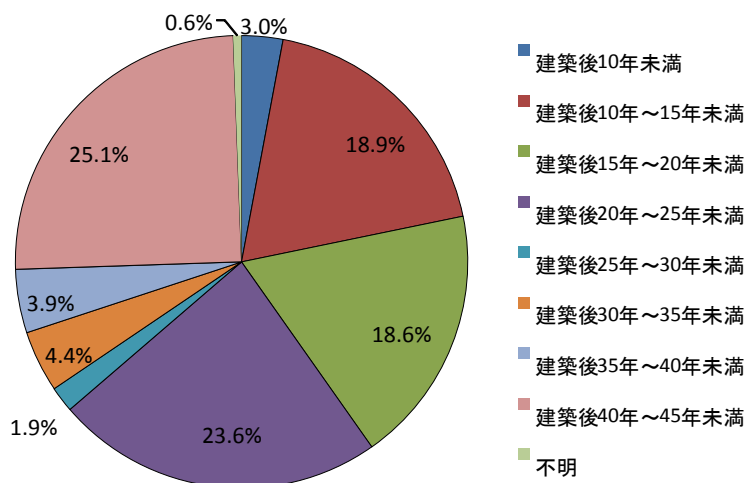


図 2-2-3 経過年数別延床面積の割合（川越市）

ウ 川島町内の状況

川島町内では、「建築後 20 年～25 年未満」の施設の占める割合が最も多く、全体の 78.1%（同 1,260.35 m²）を占めています。次いで、「建築後 10 年～15 年未満」の施設が 11.1%（同 178.33 m²）となっています。建築後 30 年以上を経過した施設はありません。（図 2-2-4、表 2-2-4）

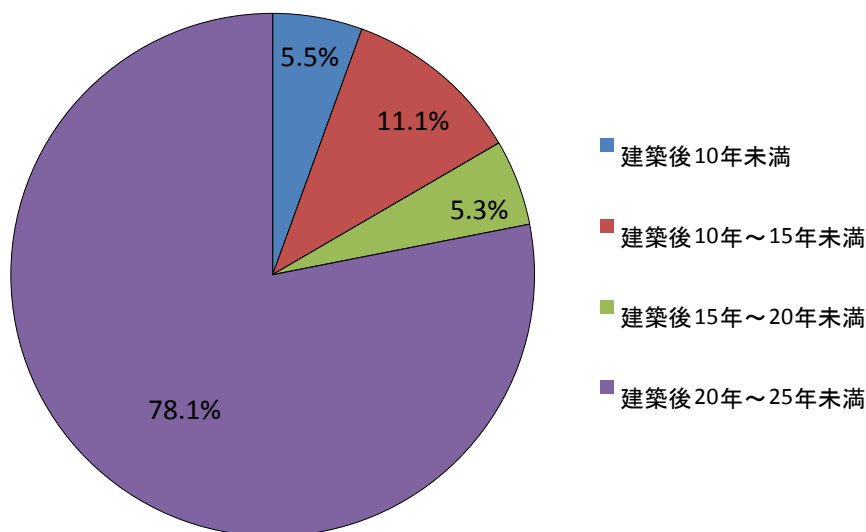


図 2-2-4 経過年数別延床面積の割合（川島町）

(5) 耐震状況

本組合管内の消防施設の耐震状況は、旧耐震基準施行時（1981 年以前）※1 に建築された施設の割合は全体の 25.5%（延床面積 3,013.34 m²）、新耐震基準施行時（1982 年以後）に建築された施設の割合は 74.5%（同 8,776.81 m²）となっています。

管轄別にみると、川越市内では、旧耐震基準施行時に建築された施設の割合は 29.6%（同 3,013.34 m²）、新耐震基準施行時に建築された施設の割合は 70.3%（同 7,163.04 m²）となっています。次に、川島町内では、全ての施設が新耐震基準施行時に建築された施設であり、延床面積 1,613.77 m²となっています。（図 2-2-5、表 2-2-5）

なお、消防組合庁舎については、川越地区消防局・川越北消防署庁舎において、耐震基準となる IS 値（0.6）を確保するも、防災拠点施設としての耐震性能（IS 値 0.9）を確保していません。

その他の庁舎については、改修等により耐震性能を満たした庁舎となっています。

※1 旧耐震基準

1981（昭和 56）年 6 月に改正された建築基準法の構造規定（新耐震基準）以前の構造規定のこと。

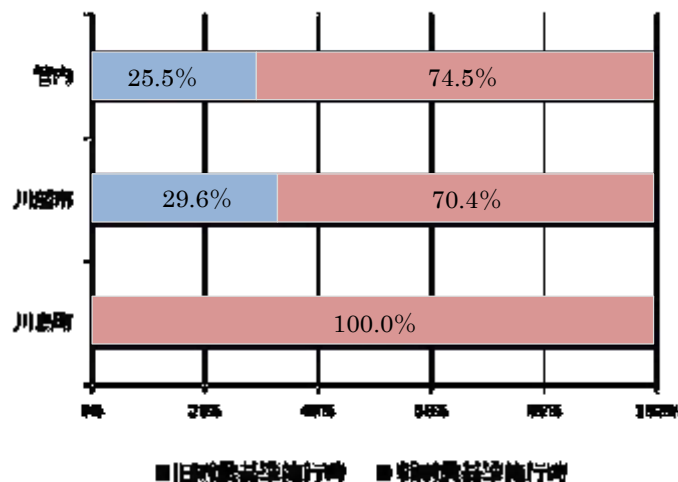


図 2-2-5 耐震化の状況

表 2-2-5 耐震化の状況（延床面積）（単位：m²）

耐震区分	川越市	川島町	総計
旧耐震基準施行時	3,013.34	0.00	3,013.34
新耐震基準施行時	7,163.04	1,613.77	8,776.81
総計	10,176.38	1,613.77	11,790.15

基準日：平成 28 年 4 月 1 日

3 将来人口の見通し

川越市及び川島町の人口ビジョンによると、平成 67 年の推計人口は川越市 290,234 人、川島町 13,867 人であることから、同年の本組合管内の総人口は 304,101 人が見込まれています。(表 2-3-1、表 2-3-2)

平成 27 年の人口(370,466 人)と比較すると、66,365 人の減少(減少率 17.9%)となっています。年齢 3 区分別の人口は、年少人口 30,868 人(平成 27 年比、16,793 人減)、生産年齢人口 158,827 人(同 73,024 人減)、老年人口 114,406 人(同 23,451 人増)となっています。

【人口ビジョンとは】

「まち・ひと・しごと創生法」が平成 26 (2014) 年 11 月に制定され、同年 12 月には、全国の人口の現状と将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」という。)及び今後 5 か年の国の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」という。)が閣議決定されました。

これにより、川越市及び川島町においても、国の長期ビジョン及び総合戦略を踏まえつつ、人口の現状と将来展望を示す「人口ビジョン」及び地域の実情に応じた今後 5 か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

人口ビジョンは、国の長期ビジョンを勘案しつつ川越市及び川島町における人口の現状分析を行い、人口に関する住民の認識を共有し、将来の方向と人口の将来展望を示すことを目的としたものです。

(1) 川越市の推計人口

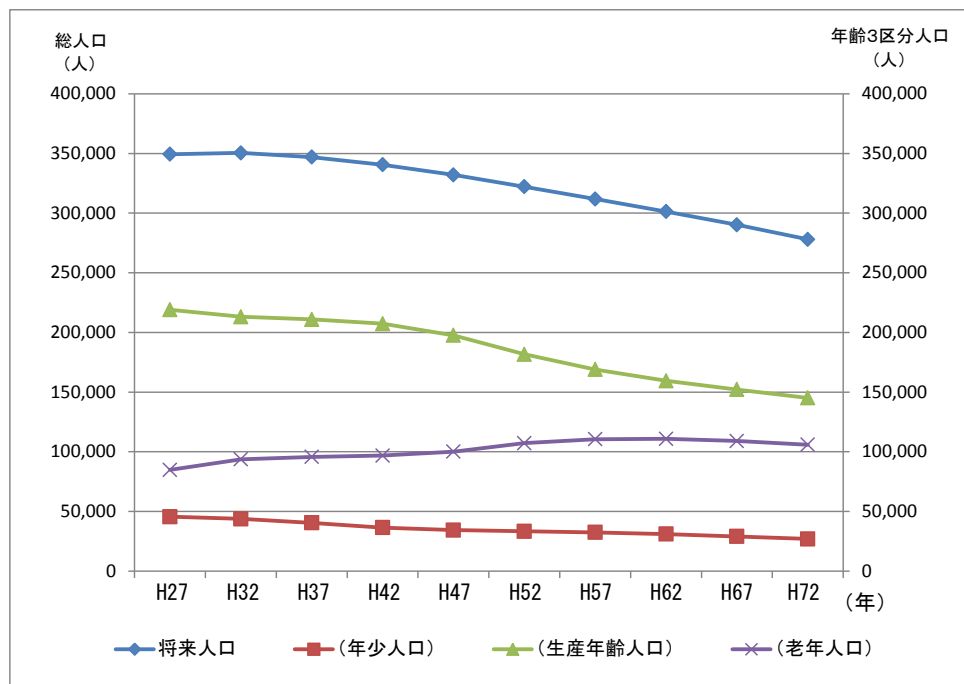


図 2-3-1 将来推計人口の推移 (川越市)

表 2-3-1 将来推計人口の推移（川越市）

(人)

	H27年 (2015)	H32年 (2020)	H37年 (2025)	H42年 (2030)	H47年 (2035)	H52年 (2040)	H57年 (2045)	H62年 (2050)	H67年 (2055)	H72年 (2060)
将来人口	349,378	350,515	347,020	340,597	332,052	322,184	311,886	301,346	290,234	278,047
(年少人口)	45,537	43,702	40,409	36,454	34,344	33,294	32,414	31,048	29,063	26,882
(生産年齢人口)	219,062	213,111	210,929	207,357	197,596	181,694	168,972	159,524	152,196	145,203
(老年人口)	84,779	93,702	95,682	96,786	100,112	107,196	110,500	110,774	108,975	105,962

(資料) 川越市人口ビジョン（平成 28 年 1 月）

(2) 川島町の推計人口

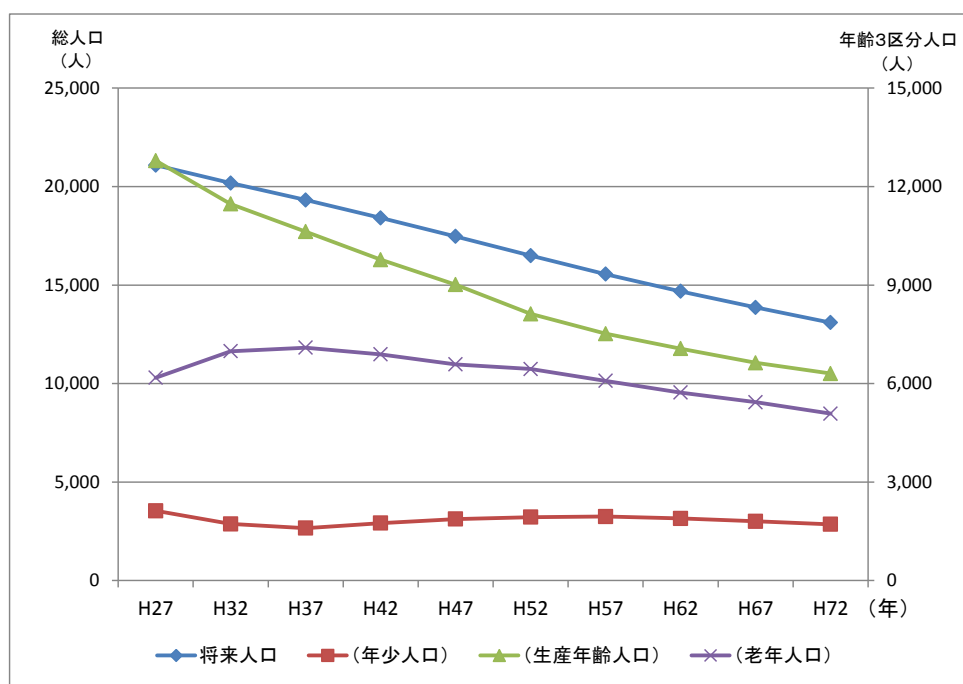


図 2-3-2 将来推計人口の推移（川島町）

表 2-3-2 将来推計人口の推移（川島町）

(人)

	H27年 (2015)	H32年 (2020)	H37年 (2025)	H42年 (2030)	H47年 (2035)	H52年 (2040)	H57年 (2045)	H62年 (2050)	H67年 (2055)	H72年 (2060)
将来人口	21,088	20,176	19,318	18,410	17,468	16,494	15,552	14,682	13,867	13,097
(年少人口)	2,124	1,725	1,595	1,748	1,872	1,931	1,950	1,891	1,805	1,712
(生産年齢人口)	12,789	11,469	10,628	9,771	9,013	8,122	7,519	7,066	6,631	6,303
(老年人口)	6,176	6,983	7,095	6,891	6,584	6,442	6,083	5,725	5,431	5,082

(資料) 川島町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）

4 関連計画

(1) 川越市における関連計画

ア 第四次川越市総合計画（平成 28 年 3 月策定）

消防施設や設備の充実 (施策 No. 43) 消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none">• 社会情勢や地域の実情を勘案し、大規模災害に耐えられる施設となるよう、消防局庁舎等の防災拠点施設の建設、改修を検討し推進します。• 多様化する災害に対応する地域の活動拠点として、老朽化した消防団車庫を計画的に更新します。• 消防通信機器の維持管理、更新を図ります。
公共施設の適正配置 (施策 No. 49) 社会資本マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none">• 機能の複合化や集約化を進めて資産の有効活用を図り、現在の公共施設の総量の縮減を目指すとともにその適正配置に努めます。• 人口減少や人口構造の変化等の社会情勢を考慮し、できる限り公共施設の整備を伴わないサービスの提供に切り替え、持続可能なまちづくりを推進します。

(※)「第四次川越市総合計画」より原文引用。

イ 川越市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 6 月策定）現状課題と課題に関する基本的な認識

【課題 1】財源の確保と有効活用

- 財政の硬直化が進み、今までのように公共施設等を建設することは不可能であり、計画的に必要な財源を確保する方策を検討することが必要。
- 1970 年代前半から 1980 年代前半にかけて多くの公共施設を建設し、床面積で約 64%が建設後 30 年以上を経過し、仮にしゅん工の 50 年後に更新を行うとすると、2020 年代から 2030 年代前半に更新時期が集中し、これに対応するための財源は大きく不足することが見込まれる。
- 公共施設等は、建設時の費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持・管理のための継続的な費用（ランニングコスト）を必要とする。ランニングコストは、施設の老朽化が進行するにつれて増大し、建設費用よりも多額の費用が掛かる場合があることから、イニシャルコストだけではなくライフサイクルコスト※1の縮減も同時に進めることが重要。

【課題に関する基本的な認識】

- 計画的に財源を確保するための方策の検討

- 時代に合った施設の在り方の検討
- 財政状況を踏まえた公共施設の整備更新
- 限られた財源の重点配分
- ライフサイクルコストの縮減

※1 ライフサイクルコスト：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額をいう。

【課題2】市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供

- 将来人口推計では、2018（平成30）年をピークに人口減少局面を迎える
と見込まれ、年少人口及び生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加がより
顕著になり、市民ニーズも変化していくと考えられることから、社会
情勢や人口減少によって生じると考えられる余剰スペースを別の機能で
利用するなど、変化する市民ニーズに適切に対応することが必要。
- 地区別の人口動態と市民ニーズの変化を的確に把握し、民間資源を積極
的に活用するなど、より効率的で効果的な行政サービスを検討すること
が重要。

【課題に関する基本的な認識】

- 既存ストックの有効活用
- 各地区の人口動態と市民ニーズの的確な把握
- 民間資源の活用
- より効率的で効果的な行政サービスの検討

【課題3】公共施設等の老朽化への対応

- 今後も維持する公共施設等については、日頃から適切な維持・管理を行い、
できる限り長く使い続けることや有効活用を図る取組が重要。
- 適切な維持・管理を行うには、所在地や規模などの諸元、利用状況、運営
コスト及び点検・診断などの情報を正しく把握しなければならない。
- 公共施設等に関する情報を一元的に管理し、利活用することは、財政の透
明性を高め、議会や市民に対する説明責任をより適切に果たすことにつな
がることから、公共施設等を所管している部署との連携を図り、共通認識
のもと、管理計画の取組を全庁的に推進する体制を整えることが必要。

【課題に関する基本的な認識】

- 長期の利用を可能にする適切な維持・管理
- 正しい情報の把握と一元管理
- 全庁的な取り組みの推進

(※)「各課題」については「川越市公共施設等総合管理計画」より原文要約、「課題に関する基本的な認識」については原文引用。

ウ 公共施設管理の基本方針（公共施設マネジメントに関する基本方針）

【基本方針1】施設総量の適正化

- 人口減少社会を見据えた施設総量の実現
 - 人口減少社会を踏まえ、将来のニーズなどを考慮した結果、必要と判断した施設の整備更新は、現在の施設総量の範囲内で管理計画の趣旨に沿った手法を用いたうえで、施設総量の適正化を図ります。
また、インフラ施設は、管理計画の趣旨を踏まえ、事業を進めます。
- 複合化・多機能化などの整備更新方策の推進
 - 必要な施設の整備更新に当たっては、単独で建て替えるのではなく、施設の複合化・多機能化を基本とし、適正規模での施設の更新を進めます。
また、共用化、広域化や施設によらないサービス提供について検討します。

【基本方針2】適切な維持・管理による安全の確保

- 点検・診断の実施
 - 安全の確保を第一に考え、公共施設等の特性や整備後の経過年数などを踏まえて、継続的に点検・診断を実施します。
- 耐震化の実施
 - 今後予想される地震災害に対して市民の安全を確保するため、本市が保有する公共施設等の耐震化に努めます。
- 長寿命化の推進
 - 改修や建替えの優先順位を整理するとともに、従来の事後保全ではなく、予防保全に努め、老朽化の状況や将来の用途の見通しなどを考慮して、各施設の状況を踏まえた長寿命化を図ります。

【基本方針3】整備更新費用の確保と受益者負担の適正化

- 公的不動産（PRE）※1の有効活用
 - 統廃合などにより利用する見込みのない公共施設等は解体撤去し、その土地は積極的に貸付や売却を行うなど、整備更新に必要な財源の確保を図ります。
- 基金の設置
 - 将来の財政需要に対応するため、公的不動産（PRE）の有効活用により生じた収益を積み立てるなど、公共施設の整備更新に充当するための基金を設置し、中長期的な視点で運用を行います。
- 補助金や地方債の活用
 - 公共施設等の整備更新や解体撤去については、国などの補助金を積極的に活用するとともに、老朽化対策を推進するために創設された地方債（「公共施設等適正管理推進事業債」や「地域活性化事業債」、「公共施設の除却に係る地方債」など）の活用も検討します。

- 受益者負担の適正化
 - 公共施設等の使用料は、公平で適切な負担となるように見直しを図ります。
- ※1 PRE : Public Real Estate の略。地方公共団体等が所有する各種不動産。

【基本方針 4】 公民連携の推進

- 管理・運営手法の見直しによるサービスの向上
 - 民間事業者のノウハウを活用するため、民間委託や指定管理制度、PFI※2の導入を進めるとともに、ライフサイクルコストを意識した無駄のない効率的な管理運営を進めます。
 - 民間委託手法の検討
 - 民間提案制度を設けるなど、厳しい財政状況の中でも公共施設等の整備更新などが可能になる方法を検討します。
- ※2 PFI : Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持・管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的にサービスを提供する方法。

【基本方針 5】 計画的な推進を図るためのしくみづくり

- 公共施設等に係る優先順位の決定
 - 公共施設等の整備更新を全庁的に推進するため、個別施設計画に沿った優先度に基づき、効率的な予算配分を行います。
- 施設情報の一元化と利活用
 - 公共施設等の情報（諸元、利用状況、運営コスト、点検・診断などの情報）を一元的に管理し、利用することで、適正なマネジメントサイクルを確立します。
- モデル事業の実施
 - ソフト化、複合化や多機能化など、さまざまな手法によるモデル事業を実施し、これらの効果を踏まえて、他の施設での取組を効果的に進めます。
- フォローアップの実施
 - PDCA サイクルに基づき、1年ごとに取組の進捗状況を客観的に検証します。
- 関連計画との連携
 - 限られた財源を効率的かつ効果的に活用するためには、社会資本マネジメントの取組を全庁的な取組とする必要があります。
 - 現在策定を進めている「立地適正化計画」など、本計画と関連する計画との連携を図ります。

(※) 各基本方針については、「川越市公共施設等総合管理計画」より原文引用。

エ 川越市の将来更新費用の見通し

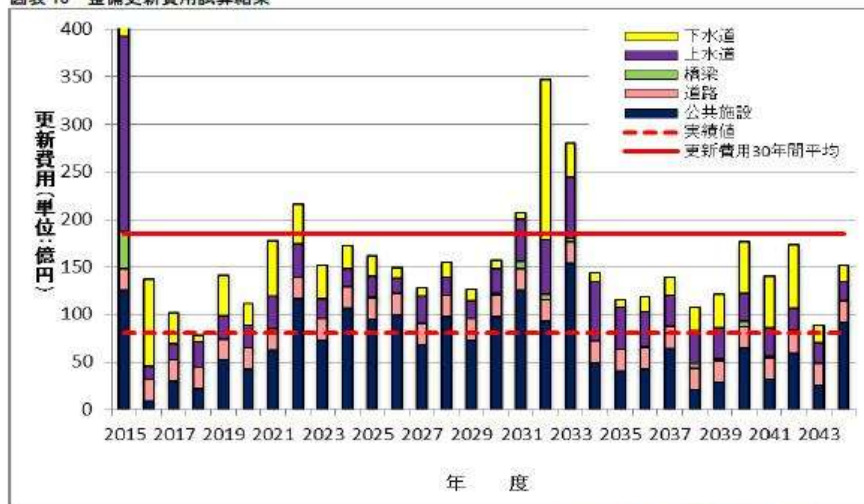
【前提条件】

- 現在と同じ延床面積や構造で耐用年数を経過した時点で更新します。
- 試算の期間は、2015（平成 27）年度から 2044（平成 55）年度までの 30 年間とします。

【試算結果】

- 2015（平成 27）年度から 2044（平成 56）年度までの 30 年間に、公共施設全体に要する更新コストは 5,527.6 億円と見込まれ、年平均 184.2 億円となっています。
- これまでの実績値（68.2 億円（年））と比較すると、年間 116.0 億円不足する試算結果となっています。
- 公共施設全体にかかるコスト発生の推移をみると、2020（平成 32）年度まで増加傾向となり、その後減少に転じるものの、2030（平成 42）年度に再度、増加傾向となり 2032（平成 44）年度にピークとなります。
- 公共施設（建物）については、2022（平成 34）年度まで増加傾向にあり、その後やや減少傾向となりますが 2028（平成 40）年度以降増加傾向となり 2033（平成 45）年度にピークとなります。

図表 18 整備更新費用試算結果



川越市社会資本マネジメント課作成

* 道路、橋りょう、河川、上水道及び下水道関連施設に関する庁舎などの建物については、「公共施設」に含めて試算し、その他の公共施設及び歴史的建築物については、「公共施設」から除いています。

図表 19 試算結果と事業費ベースの実績値との比較

(単位：億円)

種類	更新費用	更新費用	実績値	差額（不足額）
	30年間	年平均		
公共施設	2,047.2	68.2	17.7	50.5
道路	678.6	22.6	8.0	14.6
橋りょう	83.1	2.8	0.6	2.2
上水道	1,092.8	36.4	22.9	13.5
下水道	1,625.9	54.2	19.0	35.2
合計	5,527.6	184.2	68.2	116.0

川越市社会資本マネジメント課作成

図 2-4-1 更新コストの試算結果（川越市）

(※) 「前提条件」、「試算結果」については、「川越市公共施設等総合管理計画」より内容を整理、図・表については引用。

(2) 川島町における関連計画

ア 第5次川島町総合振興計画（平成28年3月策定）

消防・防災体制の充実	消防組織の充実・強化	<ul style="list-style-type: none">常備消防として、消防庁舎の充実や消防機材の整備を推進します。非常備消防として、詰め所の整備などに努めます。
	災害情報伝達機能の強化	<ul style="list-style-type: none">防災行政無線の再整備、機能拡充を図ります。
	公共施設の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none">災害時などの有事に的確に対処するため、公共施設の耐震を行います。

(※)「第5次川島町総合振興計画」より 一部抜粋、原文要約。

イ 川島町公共施設等総合管理計画（平成28年8月策定）

(ア) 公共施設等に関する課題

【人口構造の変化への対応】

- 全国的に少子高齢化が進む中、川島町でもその傾向が鮮明であり、将来さらに進行していくことが見込まれ、町全体の人口の減少も長期にわたって継続していくことが見込まれるため、こうした人口構造の長期的な変化に対応しつつ、的確に公共施設等の維持管理や更新を進めていく必要があります。

【投資的経費増大への対応】

- 人口減少による町民税の減少、高齢化等による歳出の拡大の両面から、本町の財政状況は今後厳しさを増していくことが予想されることから、公共施設等の維持管理や更新のための費用については、限られた財源の中で長期的な財政的見通しをもって、公共施設等の管理に取り組んでいくことが極めて重要です。

【施設の老朽化と更新への対応】

- 建築後30年経過している施設割合は40.0%に達し、今後、さらに多くの施設の老朽化が進んでいくこととなるため、現状と将来動向を踏まえて、施設の更新などに適切に対応していく必要があります。

【耐震性等の向上への対応】

- 公共施設等の多くは耐震化されてはいるものの、一部に耐震化が未実施の施設もあるため、利用状況を踏まえ、除去も視野に検討することが必要です。また、四方を河川に囲まれていることから、水害への備えもきわめて重要です。

【効率的な利用推進への対応】

- 人口構造、町民ニーズ、設備や運営方法のあり方、立地する公共施設の配置など、総合的な観点から検証し、除去も視野に入れ、施設運営の効率化と行政サービスの維持・向上への取り組みが必要です。

(※)「川島町公共施設等総合管理計画」より 一部抜粋、原文要約。

(イ) 基本方針

【基本方針】

本町が保有又は管理する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化、公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、公共施設総量の抑制（原則新規施設整備の抑制、更新時の減築など）、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、町有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減や平準化を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

(※)「川島町公共施設等総合管理計画」より 原文引用。

(ロ) 川島町の将来更新費用の見通し

【前提条件】

- 今後 40 年間このまま公共施設を全て保有することを前提とします。

【試算結果】

- 2016（平成 28）年度から 2055（平成 67）年度までの 40 年間に、公共施設（建物）要する更新コストは 282.8 億円と見込まれ、年平均 7.1 億円となっています。
- 過去 5 年間の平均実績値（2.9 億円（年））と比較すると、年間 4.2 億円不足する試算結果となっています。
- 更新コスト発生の推移をみると、2016（平成 28）年度から 2019（平成 41）年度までは大規模改修によるコストが発生し、2024（平成 36）年度にピークとなります。
- 一方、建替えについては、2028（平成 40）年度から発生し、2040（平成 52）年度にピークとなります。その後、建替えによるコストは減少傾向となりますが、2052（平成 64）年度以降増加に転じます。

公共施設の改修・更新費用推計

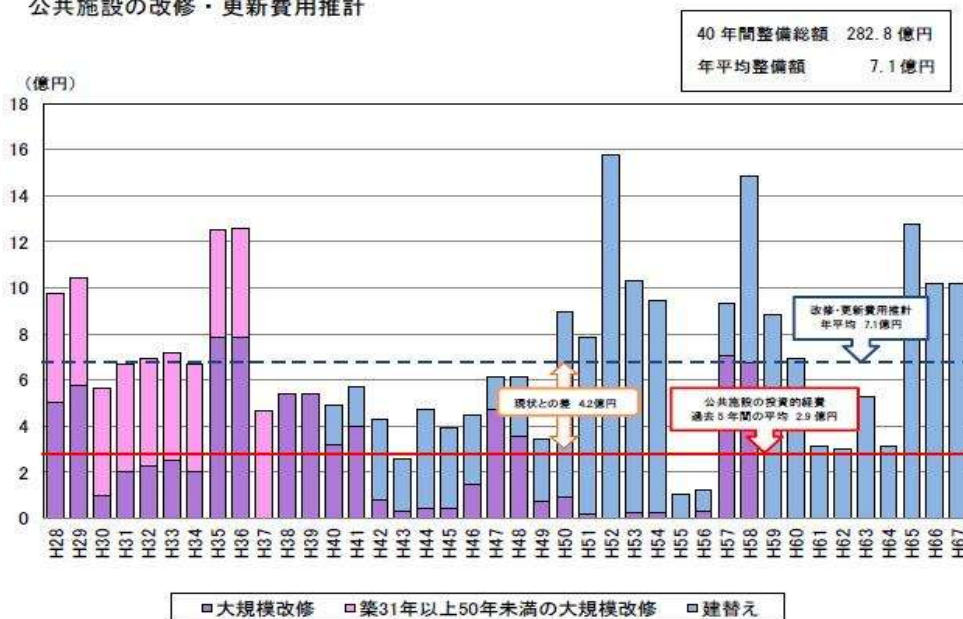


図 2-4-2 更新コストの試算結果（川島町）

(※)「前提条件」、「試算結果」については、「川島町公共施設等総合管理計画」より内容を整理、図については引用。

第3章 川越地区消防組合の 将来更新コストの見通し

1 将来更新コストの試算

消防施設（消防署所・消防団車庫）を現状のまま維持・管理した場合、今後40年間（平成67年まで）に要するコストを「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）※1」（以下、「更新費用試算ソフト」と言う。）を用いて算出します。

なお、現在老朽化と建物の狭隘が課題となっている川越地区消防局・川越北消防署の建替えは、最短で平成33年度から平成35年度の3年間で実施することを仮定して試算することとします。

なお、2006（平成18）年度から2015（平成27）年度の10年間に本消防組合が消防施設等の建設・改修等に要したコスト（維持補修費と普通建設事業費の合計）の実績値※2は、総額305,692千円であり、10年間の年平均は30,569千円（年）となっています。（表3-1-1）

表 3-1-1 維持管理コスト（実績値）

年度	常備施設費 (千円)	維持補修費 (千円)	普通建設事業費 (千円)
平成18年度	26,885	7,804	19,081
平成19年度	26,885	7,804	19,081
平成20年度	62,086	6,856	55,230
平成21年度	13,991	9,993	3,998
平成22年度	13,887	3,727	10,160
平成23年度	42,486	26,746	15,740
平成24年度	18,009	9,081	8,928
平成25年度	26,382	9,675	16,707
平成26年度	40,831	8,734	32,097
平成27年度	34,250	13,003	21,247
合計	305,692	103,423	202,269
平均	30,569	10,342	20,227

（資料）川越地区消防組合資料（各年度）

※1 公共施設等更新費用試算ソフト

<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html> 参照

※2 消防施設等の建設・改修等に要した事業費（実績値）の算出について

消防施設等の建設・改修等に要した事業費は、歳出決算額のうち施設等の維持管理費の合計です。

試算結果によると、今後 40 年間に要する更新コストは総額 90.9 億円（建替え 62.7 億円、大規模な改修工事 28.2 億円）が見込まれ、年平均で 2.3 億円（年）のコストとなっています。

川越地区消防局・川越北消防署については、建替えにより 2021（平成 33）年度から 2023（平成 35）年度の 3 年間の事業費の発生を仮定し、2052 年度～2053 年度の 2 年間には、同施設が建築後 30 年を経過することから、大規模改修によるコストの発生を想定します。

また、大規模改修に要するコストは、2021（平成 33）年度から増加し 2023（平成 35）年度にピークを迎えます。

さらに、2031（平成 43）年度には、大規模改修と建替えに要するコストが発生し、その後は低い水準で推移しますが、2052（平成 64）年度から建替えに要するコストが増加し、2053（平成 65）年度にピークを迎えます。（図 3-1-1）

建替え (億円)	62.7	大規模改修 (億円)	28.2	合計 (億円)	90.9	年平均額 (億円)	2.3
-------------	------	---------------	------	------------	------	--------------	-----

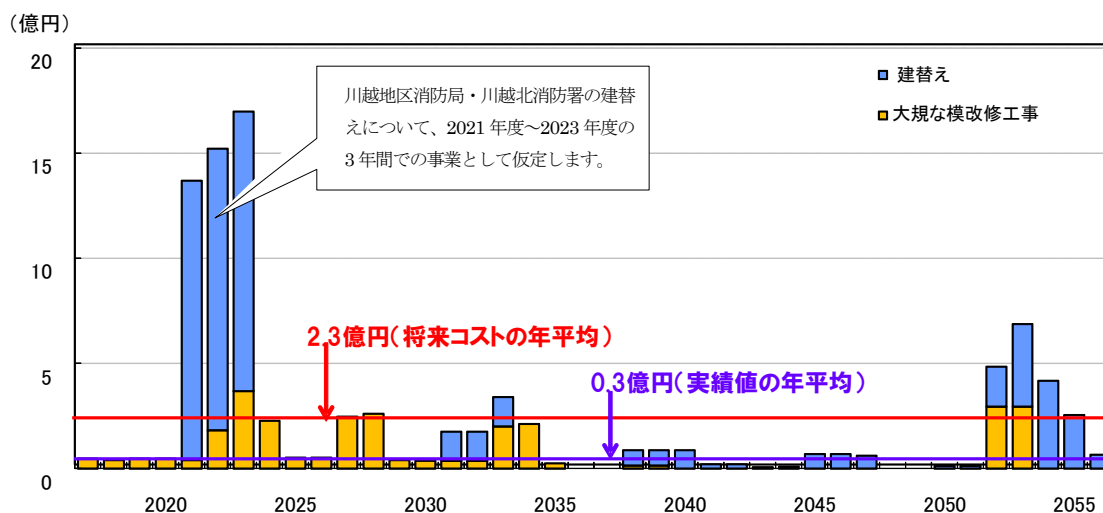


図 3-1-1 更新コストの見通し（消防庁舎・分署＋消防団車庫）

【総務省更新費用試算ソフトによる試算方法】

- 「更新費用試算ソフト」では、大規模改修工事については建物が建設されてから 30 年目に 2 か年で事業を行い、建替えについては 60 年目に 3 か年で事業を行うこととし、費用は実施期間で按分されます。また、既に大規模改修時期を経過している場合は、今後 10 年間で大規模改修を実施することとしています。（高階分署、大東分署が該当します。）
- 「更新費用試算ソフト」による消防施設の更新単価は、大規模改修：25 万円/㎡、建替え：40 万円/㎡となっています。（行政系施設と同程度）
- 川越地区消防局・川越北消防署については、2021 年度～2023 年度に建替えを仮定しています。なお、2053 年度と 2054 年度については、「更新費用試算ソフト」の考え方にに基づき大規模改修（建物が建設されてから 30 年目に 2 か年で事業を行う。）を設定しています。

2 将来更新コストに対する課題

(1) 試算結果と実績値の比較

試算結果によると、今後も今までと同様な施設の維持管理を行っていくと、試算結果とこれまでの実績値との間に、年間で2.0億円(2.3億円/年-0.3億円/年)の不足が生じることが想定されます。(表3-1-1、表3-2-1)

表3-2-1 試算結果と実績値の比較

維持管理費の実績値 (年平均)	試算結果 (年平均)	想定される不足額 (年平均)
0.3億円	2.3億円	2.0億円

(2) 将来更新コストに見込まれる課題

本計画で算出した更新コスト(図3-1-1)と川越市と川島町の「公共施設等総合管理計画」による更新コスト(図2-4-1、図2-4-2)の試算結果を比較すると以下のとおりになります。(表3-2-2)

表3-2-2 更新コストの比較

	更新コスト (総額①)	更新コスト (年平均②)	実績値 (年平均③)	不足額 (③-②)	条件等
川越地区 消防組合	90.9億円 (40年間)	2.3億円	0.3億円	2.0億円	・ 建替え、大規模改修費を含む。 ・ 建替え予定施設の事業費を含む。
川越市	5,527.6億円 (30年間)	184.2億円	68.2億円	116億円	・ 大規模改修費は含まない。 ・ インフラ施設の更新コストを含む。
川島町	282.8億円 (40年間)	7.1億円	2.9億円	4.2億円	・ インフラ施設の更新コストは含まない。 ・ 建替え、大規模改修費を含む。

更新コストの試算結果については、本組合、川越市、川島町により試算の前提条件等が異なるため、単純な比較はできませんが、将来発生する更新コストについては下記のような課題があります。

- 本組合では、2021(平成33)年度から2023(平成35)年度の3年間に川越地区消防局・川越北消防署の建替えを仮定し、事業費の発生を想定します。
また、2027(平成39)年度から2028(平成40)年度の2年間、2033(平成45)年度の1年間、2052(平成64)年度から2055(平成67)年度の4年間において、更新コストの年平均(2.3億円)を上回る維持管理費が発生することが想定されます。

- 川越市（川越市公共施設等総合管理計画）では、試算上、ほぼすべての期間において、更新コスト（年平均）が実績値を上回る結果となっています。
特に、2022（平成34）年度と2031（平成43）年度から2033（平成45）年度の3年間については、更新コストの年平均（184.2億円）を上回る結果となっており、同期間の更なる財政不足が見込まれる結果となっています。

- 川島町（川島町公共施設等総合管理計画）では、川越市同様、ほぼすべての期間において、更新コスト（年平均）が実績値を上回る結果となっています。
2027（平成39）年度までは更新コストのすべてを大規模改修費が占め、2038（平成50）年度以降については、建替えによる更新コストが集中して発生しています。
特に、2038（平成50）年度から2042（平成54）年度の5年間、2045（平成57）年度から2048（平成60）年度の4年間、2053（平成65）年度から2055（平成67）年度の3年間にかけては、更新コストの年平均（7.1億円）を上回る結果となっており、同期間の更なる財源不足が見込まれる結果となっています。

以上のことから、本組合における施設等の更新については、本組合を構成する川越市と川島町の将来更新コストの見通しを十分踏まえ、計画的な更新コストの支出を図っていくことが課題となります。

第4章 消防施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本方針

1 消防施設等の維持管理に関する課題

現行の「消防力の整備指針」の「消防本部及び署所の耐震化等（第25条）」には、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする。」と示されています。

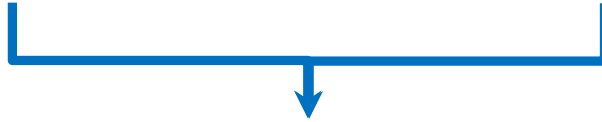
これは、消防本部や署所等の庁舎については、災害発生時における重要拠点としての機能を維持し、円滑な活動を確保するために一般の行政庁舎よりも上回る耐震性を有するよう整備することが前提であり、耐震性能の低い施設や老朽化の進んでいる施設や設備については早急な改修や改善が求められることから、そのコストも増加していくことが想定されます。

一方、自治体においては、今後も保有する公共施設を現状と同様に維持管理することは膨大な財源が必要になることから、近年、公共施設の維持管理にかかるコスト縮減を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の統合や廃止等の検討が進められていることから、消防行政においても将来的な消防施設のあり方や施設規模の見直し、消防機能の集約化、施設の長寿命化といった効率的な消防施設等の維持管理方法等の検討を行うことが必要になっていきます。

しかしながら、消防施設等は、消防や救急、災害発生時の諸活動の拠点となる施設であることから、その重要性は極めて高く、一般的な公共施設（集会施設や教育施設等）の様に縮減等を検討する場合においては、消防力（消防、救急、災害時の対応力）を低下させることなくコスト縮減策を進めていくことが必要となります。

消防組合及び構成市・町の維持管理に関する課題の認識

川越地区消防組合	川越市及び川島町
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防施設等（防災拠点施設）についても、市町の行政庁舎と同様、将来の施設維持管理のコスト縮減に向けた施設の長寿命化、消防施設同士の統合や他の公共施設との複合化等による施設総量の縮減が求められる。 ● 消防施設等は住民の安全に不可欠であり、災害発生時の消防活動の拠点になる施設であることから、消防力を低下させることなくコスト縮減策を進めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1970年代前半から1980年前半にかけて建設された公共施設が一斉に更新時期を迎えることにより、大規模改修や建替え等の更新コストの負担が増加する。 ● 生産年齢人口の減少によりこれまでの様な税収が見込めなくなるとともに、高齢者の増加により、義務的経費※1が増加し投資的経費※2の抑制が予想されるため、将来的にも公共施設等にかかる投資的経費の増加は見込めない状況となっている。



本組合において、平成 27 年度歳入決算額は 4,904 百万円であり、その内、構成市・町からの負担金は、歳入決算額の 9 割以上を占める 4,658 百万円（川越市の負担分は 4,178 百万円、川島町の負担分は 480 百万円）となっています。

今後も、歳入に占める負担金の構成割合は、大きく変わることがないと考えられ、構成市・町の財政事情の影響を受けるものと予測されます。そのため、両自治体が公共施設等の整備等に当たっての課題を共有し、川越市及び川島町の更新が重なる時期と消防組合の更新時期を精査し、更新コストを要すると見込まれる期間については、可能な限り更新コストの抑制、更新時期をスライドするなど努め財源の平準化を図り、確実に維持管理を実施していくことが課題となります。

※1 義務的経費

地方自治体の歳出のうち、法令等で定められ、任意では削減できない経費で、人件費や扶助費、公債費などが該当します。

※2 投資的経費

社会資本となる道路、学校、公共施設の建設や用地購入などに要する費用であり、地方自治体の予算科目では、普通建設事業費（道路・橋りょう、学校、庁舎等公共または公用施設の新増設等の建設事業に要する経費）や災害復旧事業、失業対策事業となります。

2 消防施設等の管理に関する基本的な考え方

（1）点検・診断等の実施方針

- 消防施設は住民の安全に不可欠な施設であることから、日常かつ定期的な点検や診断等を実施します。
- 災害発生時に円滑な消防活動が行えるよう、通信設備や電気設備等について定期的な点検や診断等を実施します。

（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 災害発生時に、円滑な消防活動等が行えるよう、日常かつ定期的な維持管理活動（点検や診断、保守等）に基づき、適切な維持・管理・修繕・更新を実施し、施設機能の維持を図ります。
- 日常かつ定期的な維持管理活動（点検や診断、保守等）を実施し、早急な修繕が必要な場合は速やかに対応します。また、大規模な改修工事や建替え等の更新を行う際には相応のコスト負担が生じることになるため、長期的な視点をもって計画的な更新を進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

- 建築後の経過年数により、老朽化等で災害対応能力の低下した施設については、早急な改修・建替えを行います。
- 来庁者等の施設利用者が安心かつ安全に利用できるよう、点検・診断時にバリアフリー状況を確認し、適切に施設の改善を実施します。
- 防火水槽等の管内に複数分布している施設については、定期的な点検を実施し、住民等に危険を及ぼす可能性や災害時の利用に際して問題がある場合は、適切な処置を行うこととします。

(4) 耐震化の実施方針

- 消防庁舎等は、大規模災害時に防災拠点となる重要な施設であるため、老朽化等で耐震性能の低下した施設については、構成市・町と協力し、耐震改修等を実施するとともに補助金等の財源の確保を積極的に行い、耐震性能を維持します。
- 防災拠点施設としての耐震安全性の確保が困難な施設については、早急に建替え等の対応を行うこととします。

(5) 長寿命化の実施方針

- 今後の消防施設等の維持や管理、更新を計画する際には、ライフサイクル全体を通じたコストの縮減を目指す必要があることから、従来のような損傷や不具合等が発生し、施設等が停止した後に修繕などの対応を行う「事後保全型」※1ではなく、施設等を停止することなく計画的に保全や改修を行う「予防保全型」※2へと転換し、消防施設等の長寿命化を推進していきます。

※1 事後保全型

構造物や建築物が損傷した後に損傷個所の補修・修理を行うこと。

※2 予防保全型

構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行うこと。

(6) 施設配置の方針

- 消防署所や消防団は、災害発生時の諸活動を的確かつ迅速に行うことができるよう、人口動向や市街地の開発動向等の社会状況の変化に伴い、管轄区域内にバランスよく配置されることが求められるため、現状の施設配置のままでは将来的に災害発生時の諸活動に大きな支障が想定される際は、これら消防施設等の適正配置について検討します。
- 消防署所については、「消防署所の適正配置計画調査報告書」（平成27年2月策定）に基づき最適な施設配置の検討を行います。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 消防施設等の総合管理計画を推進するため、個別施設の管理計画策定や

各施設担当者との連携による検討組織の設置等、本組合内での実施体制を確立します。

- 将来的な消防施設等の新設や再編については、構成市・町の公共施設との集約化や複合化も視野に入れ、本組合と川越市、川島町の政策担当者と連携強化を図ります。
- 川越地区消防組合のホームページや広報資料（パンフレット等）を通じて、広く住民に対して消防行政の課題や消防施設のあり方等、意識の共有化を図っていきます。
- 本計画については、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。（図 4-2-1）

（8）財源の確保

- 基金の設置

将来の財政需要に対応するため、公共施設の整備更新に充当するため、中長期的な視点から基金の設置や運用について検討します。

- 補助金や地方債の活用

公共施設等の整備更新や解体撤去については、国などの補助金を積極的に活用するとともに、老朽化対策を推進するために創設された地方債（「公共施設等適正管理推進事業債」）の活用も検討します。

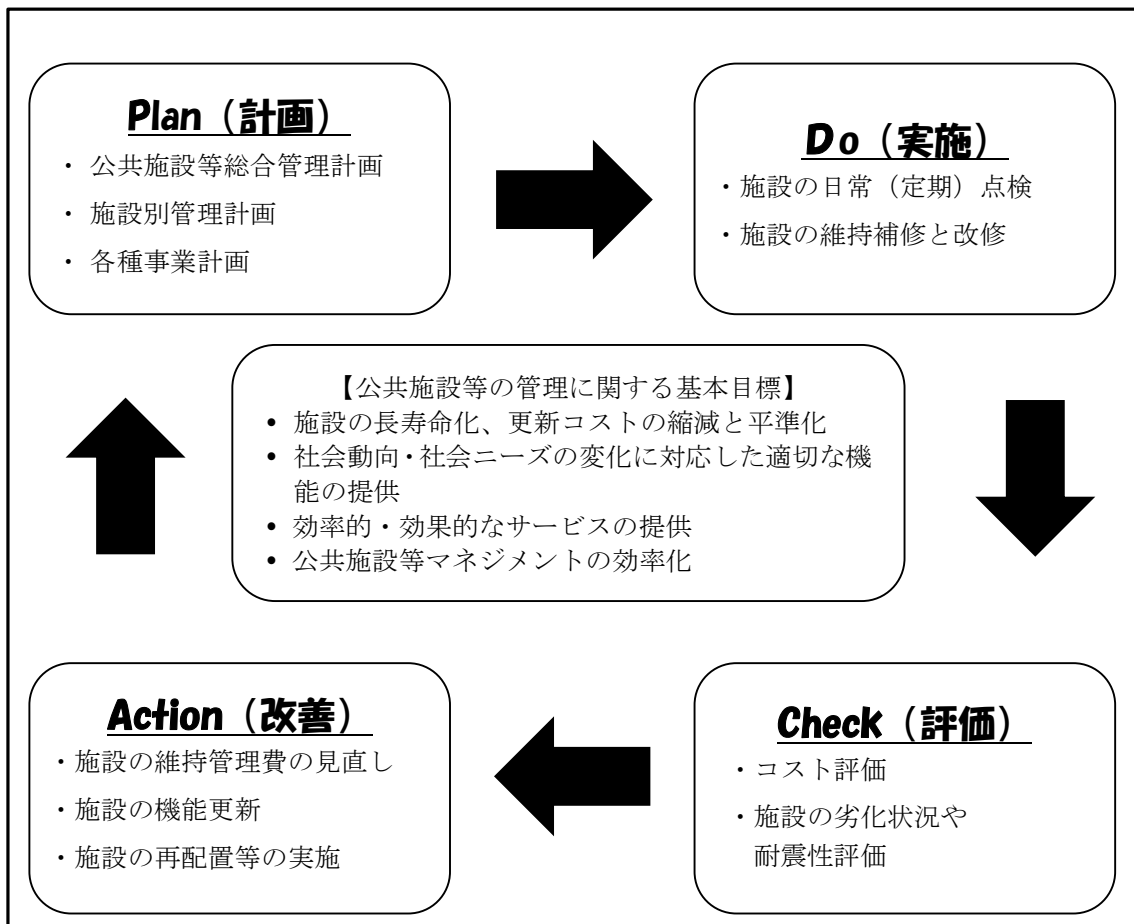


図 4-2-1 PDCA サイクルによる進捗管理イメージ

第5章 施設別の維持管理方針

1 消防局・消防署・分署

【現状と課題】

- 本組合管内には、消防局・川越北消防署、川越中央消防署、川越西消防署、川島消防署の4消防署と南古谷分署、高階分署、大東分署、名細分署の4分署が配置されています。(図5-1-1)
- 消防庁舎は、全体的に市街地に配置している傾向があり、川越北消防署管轄区域の東部(芳野、古谷)や南部(福原地区の一部)が消防力の低い地域となっています。
- 消防署所の数は、基準消防力10署に対して現有消防力8署であり、充足率は80%となっています。
- 消防車両等の車両台数については、消防ポンプ自動車(充足率89%)、救急車(同73%)、指揮車(同50%)は基準台数を満たしていません。
- 基準人員563人に対して現有人員は443人で、充足率は79%となっています。

【維持・管理方針】

- 川越市と川島町の公共施設等総合管理計画における更新コストの試算結果を踏まえ、本組合の更新コストの縮減と平準化について検討します。
- 消防施設の維持管理に関する法令等を遵守し、安全で衛生的な環境を維持するため、施設等の保守管理及び点検を行います。
- 耐用年数の経過した消防庁舎等については、老朽化診断及び耐震診断調査等を実施し、施設の老朽化と耐震性能を調査します。
- 当面の課題において、川越地区消防局・川越北消防署(1974年築)は、老朽化と建物の狭隘が課題となっていることから建替えが必要となっています。
- 川越中央消防署大東分署は、耐震診断調査の結果十分な耐震性能を有する施設ですが、経過年数による施設の老朽化が進行していることから、施設の長寿命化を視野に入れた対策を講じていくこととします。
- 川越北消防署南古谷分署(1986年築)については、新耐震基準施行後に建築された施設ですが、鉄筋コンクリート造の改修目安である30年に到来していることから、施設の長寿命化を視野に入れた対策を講じていくこととします。
- 将来的な人口動向(高齢化の進展)、火災・救急事案の動向、市街地開発の動向等を踏まえ、効果的な消防・救急活動が継続的に行うことができるよう、既存施設等の移転等による整備更新を検討します。
- 施設の維持に必要な各種設備(非常用発電装置等)についても、計画的に更新等を実施していくこととします。

消防局・消防署・分署の配置状況

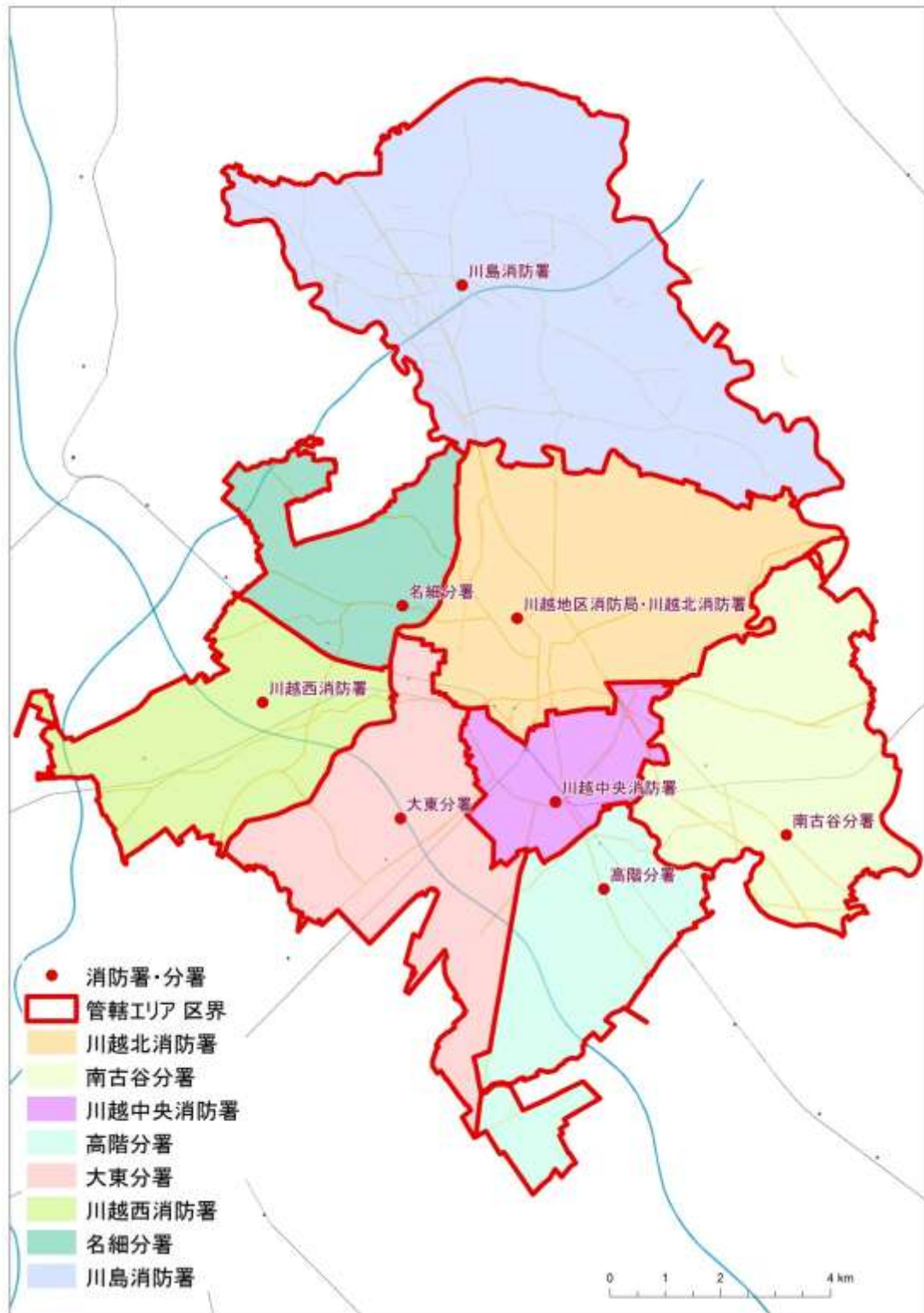


図 5-1-1 消防局・消防署・分署の配置状況

【更新コストの縮減と平準化について】

- 大規模な改修工事及び建替えに要するコストの発生状況をみると、これまでの実績値や将来コストの年平均を大きく超過する期間があることから、この期間に発生するコストの縮減や平準化を図る必要があります。

(図 5-1-2)

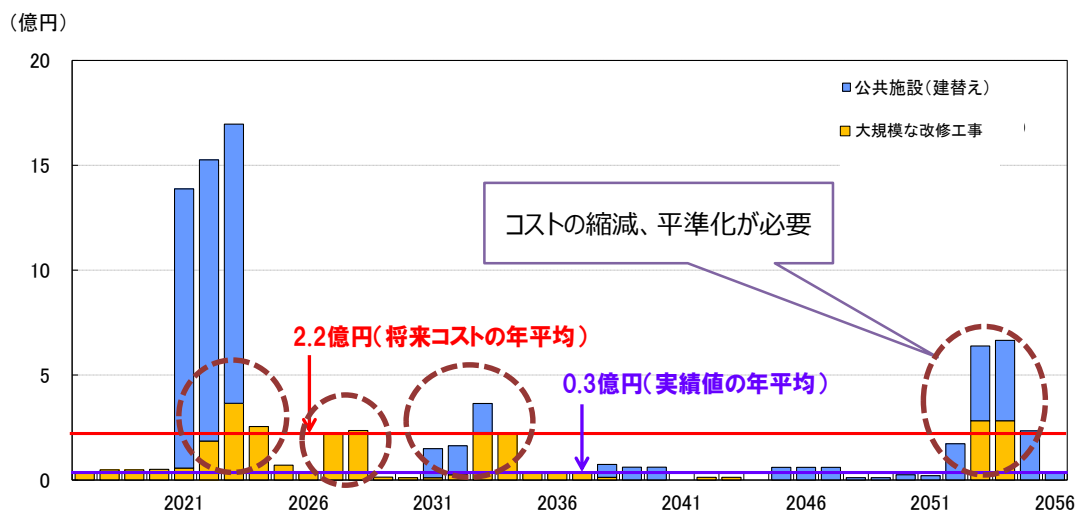


図 5-1-2 大規模な改修工事と建替えに要するコスト

- 施設別の更新コストの縮減と平準化に向けた取り組みは、以下のとおりとします。

表 5-1-3 更新コストの縮減・平準化に向けた取り組み内容

消防署所	内容
川越地区消防局 川越北消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な診断と計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。
南古谷分署	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリートの改修目安である 30 年に到来していることから、早期に建物の劣化診断と診断結果に応じた適切な改修、保守を行うなど施設の長寿命化を視野に入れた対策を講じていくこととします。 ● 他の施設と比べると施設規模が小さいため、建替時期の 2045（平成 57）年まで予防保全型の計画的な維持管理を行い、建替えを部分的な改修等で対応するなどして更新コストの縮減を図ります。
川越中央消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

高階分署	<ul style="list-style-type: none"> • 建築後、既に 30 年以上を経過し、耐震改修工事などの大規模改修も行っていますが、庁舎の維持管理において必要となる給排水設備などの改修も行い、2031（平成 43）年度に予定されている建替時期を 2034（平成 46）年度以降に延期できるよう施設の長寿命化を図ります。
大東分署	<ul style="list-style-type: none"> • 耐震性能を有しているものの、鉄筋コンクリートの改修目安となる 30 年が経過していることから、適切な保守を行うなど施設の長寿命化を視野に入れた対策を講じていくこととします。 • 他の施設と比べると施設規模が小さいため建替えを部分的な改修等で対応するなどして更新コストの縮減と施設の長寿命化を図ります。
川越西消防署	<ul style="list-style-type: none"> • 今後も計画的な維持管理を行い、建物の長寿命化を図り、2053（平成 65）年度からの建替時期を 2056（平成 68）年度以降に延期できるようにします。
名細分署	<ul style="list-style-type: none"> • 今後も定期的な点検や診断、保守等の予防保全型の計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化により 2033（平成 45）年度からの大規模改修時期を延期できるようにします。
川島消防署	<ul style="list-style-type: none"> • 今後も定期的な点検や診断、保守等の予防保全型の計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化により 2052（平成 64）年度からの建替時期を延期できるようにします。

2 消防団車庫

【現状・課題】

- 本組合管内には、川越市を管轄する川越市消防団（12分団）と川島町を管轄する川島町消防団（6分団）があります。（図5-2-1）
- 全ての消防団車庫は、新耐震基準施行後に建築された施設で、延床面積1,685.77㎡となっています。
- 消防団員数は、平成28年に川越市消防団293人、川島町消防団121人の計414人となっています。

【維持・管理方針】

- 消防団車庫については、地域防災の中核的な存在である消防団員の活動拠点となる施設であることから、地域に密着した防災拠点として、地域の安心・安全の確保のため必要な整備を進めていきます。
- 消防団車庫の整備については、現状の車庫を可能な限り使用することとし、老朽化で使用に耐えられない場合は、建て替えを行います。

消防団車庫の配置状況



図 5-2-1 消防団車庫の配置状況

3 防火水槽

【現状・課題】

- 本組合管内には、防火水槽が 1,930 基（公設 1,063 基、私設 867 基）設置され、川越市内に 1,708 基（公設 969 基、私設 739 基）、川島町内に 222 基（公設 94 基、私設 128 基）となっています。（表 5-3-1）
- 本組合管内に設置されている 1,063 基の防火水槽（公設）のうち、1970 年代に設置された防火水槽は 245 基（23.0%）、1980 年代に設置された防火水槽は 229 基（21.5%）あり、合計 474 基が全体の 4 割強（44.5%）を占めています。また、設置年の不明な防火水槽が 204 基（19.2%）あります。（図 5-3-2）
- 川越市では、969 基のうち 1970 年代に設置された防火水槽（公設）が 233 基（24.0%）で最も多く、次いで、設置年不明が 204 基（21.1%）となっています。川島町では、94 基のうち 1980 年代に設置された防火水槽（公設）が 37 基（39.4%）で最も多く、次いで、2000 年代が 24 基（25.5%）となっています。（図 5-3-3）
- 公設防火水槽で耐震性を有するのは 220 基、耐震性を有しないのは 843 基となっております。
- 防火水槽の全容量は 69,844.8 m³（川越市：61,454.1 m³、川島町：8,390.7 m³）となっています。
- 防火水槽の分布状況をみると、人口密度の高いエリアに集中して設置されています。（図 5-3-1）
- 防火水槽設置場所のうち民間地に設置されているものは 354 基（川越市：313 基、川島町 41 基）となっています。
- 防火水槽の設置場所は、民間地が多く近年では公有地内での設置が困難になっています。
- 民間からの借り上げ用地に設置した場合、維持管理費が発生することや宅地開発等で急きょ撤去が必要になる場合があります。

【維持・管理方針】

- 防火水槽は、火災・災害時等の対応に必要な施設であることから、管内に整備されている防火水槽の点検修繕、撤去及び防火水槽用地の維持管理を行います。
- 防火水槽は、水槽内の減水、及び蓋の破損等の確認のため、定期的に点検を行います。
- 防火水槽の耐用年数は 50 年とします。
※総務省所管補助金等交付規則、及び既存コンクリート造防火水槽等維持管理マニュアル（財団法人日本消防設備安全センター二次製品防火水槽等連絡協議会刊）にて、防火水槽の耐用年数は 50 年と定められています。

- 10 m³未満の防火水槽については、毎年度計画的に撤去していくこととし、補強工事は基本的に実施しないこととします。
- 耐用年数を経過した防火水槽を対象に劣化調査を実施し、調査結果に基づき補強工事を行います。なお、調査の結果、コンクリートの状態が悪く補強工事が不可能な防火水槽は、撤去することとします。

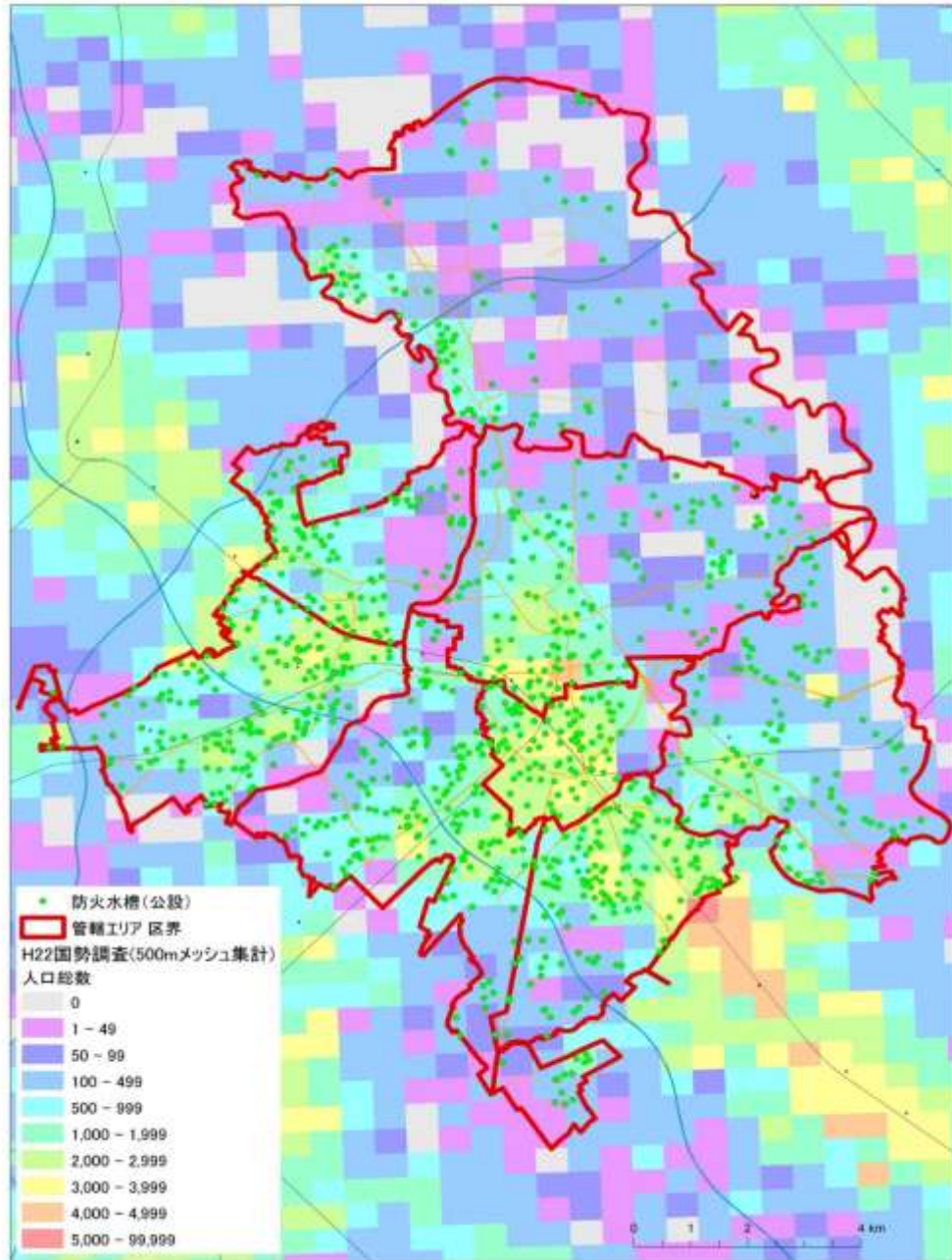


図 5-3-1 防火水槽の設置状況

表 5-3-1 防火水槽（公設）の設置状況（表 2-2-3 再掲）

管内	管轄署所	設置数 (基)	割合(%)	
			管内	管轄場所
川越市	川越北消防署	160		15.1%
	南古谷分署	109		10.3%
	川越中央消防署	93		8.7%
	高階分署	162		15.2%
	大東分署	165		15.5%
	川越西消防署	184		17.3%
	名細分署	96		9.1%
		969	91.2%	
川島町	川島消防署	94	8.8%	8.8%
総計		1,063	100.0%	

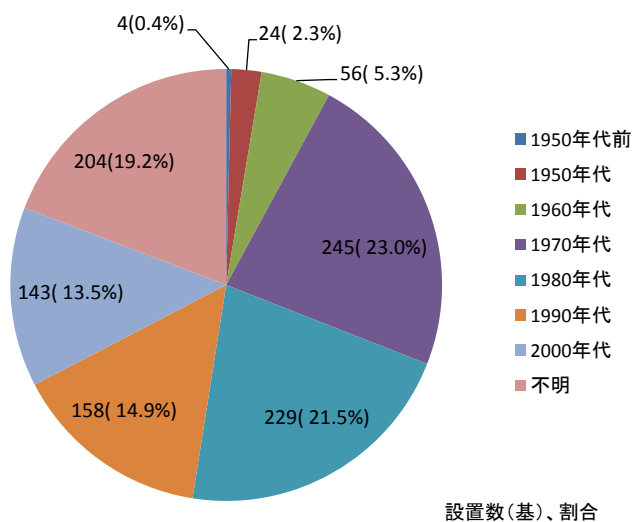


図 5-3-2 年代別設置数と割合（図 2-2-2 再掲）

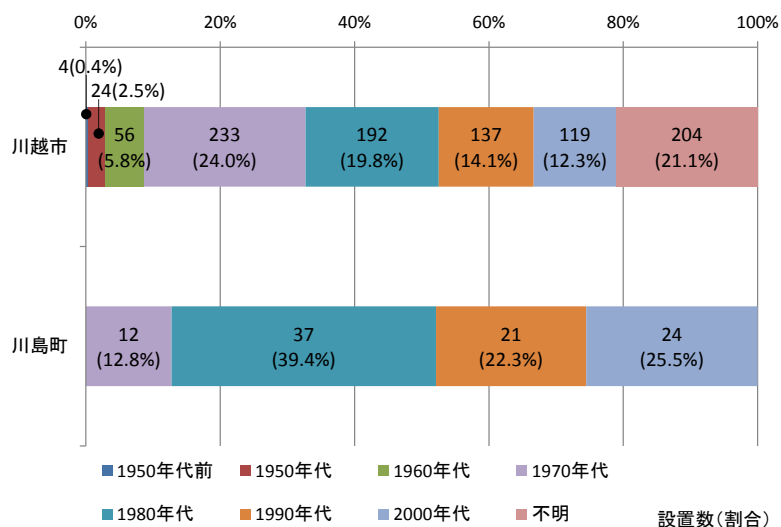


図 5-3-3 年代別設置数と割合（図 2-2-3 再掲）

川越地区消防組合
公共施設等総合管理計画

平成29年6月

発行 川越地区消防局 総務課

〒350-0823 川越市神明町48番地4

Tel 049-222-0700 (代表)

Tel 049-222-0741 (直通)

Fax 049-226-7291

E-mail soumu@119kawagoechiku.jp

URL <http://www.119kawagoechiku.jp>

